

# 令和4年3月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

令和4年3月8日 火曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| 1番  | 福田  | 徹   |
| 2番  | 小谷  | 龍一郎 |
| 3番  | 毛利  | 喜信  |
| 4番  | 初手  | 安幸  |
| 5番  | 堀池  | 浩   |
| 6番  | 山口  | 隆   |
| 7番  | 小田  | 成実  |
| 8番  | 田口  | 一信  |
| 9番  | 高以良 | 壽人  |
| 10番 | 堀田  | 一徳  |
| 11番 | 炭谷  | 猛   |
| 12番 | 水谷  | 末義  |
| 13番 | 波戸  | 勇則  |
| 14番 | 村井  | 達己  |

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|       |       |   |
|-------|-------|---|
| 事務局 長 | 久 田 直 | 喜 |
| 書 記   | 石 川 純 | 一 |

説明のため出席した者の職氏名

|                           |         |   |
|---------------------------|---------|---|
| 町 長                       | 山 口 文   | 夫 |
| 副 町 長                     | 馬 場 直   | 英 |
| 教 育 長                     | 竹 下 修   | 治 |
| 総 務 課 長<br>兼選挙管理委員会書記長    | 大 川 豊   | 文 |
| 企 画 財 政 課 長               | 野 上 英   | 了 |
| 新 庁 舎 建 設 室 長             | 琴 岡 美   | 昭 |
| 税 務 課 長                   | 小 中 尾 寿 | 隆 |
| 健 康 推 進 課 長               | 太 川 一   | 輝 |
| 会 計 課 長                   | 末 永 安   | 江 |
| 住 民 福 祉 課 長               | 成 富 浩   | 樹 |
| 産 業 振 興 課 長<br>兼農業委員会事務局長 | 福 田 多   | 肥 |
| 建 設 課 長                   | 中 原 敬   | 介 |
| ダ ム 対 策 室 長               | 田 川 義   | 信 |
| 水 道 課 長                   | 川 内 和   | 哉 |
| 教 育 次 長                   | 荒 木 俊   | 行 |
| 行 政 係 長                   | 井 原     | 和 |

## 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 新年度予算施策等の説明
- 第5 一般質問

( 1 0 : 0 0 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、令和4年3月川棚町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

### 日程第1 会議録署名議員の指名

**議** \_\_\_\_\_ **長** 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、福田徹議員及び小谷龍一郎議員を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日から3月25日までの18日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの18日間と決定をいたしました。

( 1 0 : 0 1 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

### 日程第3 諸般の報告

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

諸報告の前に、2週間後に迫りました新庁舎での業務開始は大変喜ばしく、これまで以上に住民サービスの向上につながるものと、期待をしているところです。これを機会に行政、議会一丸となって、更なる本町の発展・活性化に取り組む必要があるものと、決意を新たにしているところであります。

また、新型コロナウイルス感染拡大がいまだに続いており、大変心配しております。今後も引き続き感染防止にご留意いただきますよう、改めてお願いをいたします。それでは、諸報告に移ります。

去る、12月18日生月町開発総合センターにおいて西九州自動車道建設促進大会が開催をされ、工事の進捗状況報告のほか、それぞれの区間の早期着手、早期完成要望の決議を行っております。

次に、12月22日東彼地区保健福祉組合議会12月定例会が開催をされ、令和2年度一般会計決算認定及び令和3年度一般会計補正予算の審議が行われ、いずれも認定、可決され閉会をいたしております。

次に、1月8日に令和4年度成人式、翌9日に消防出初式が規模を縮小してではありますが行われました。

次に、1月28日臨時議会が開催され、一般会計補正予算ほか工事請負契約の変更等の審査を行い、いずれも可決をしております。

次に、2月16日に長崎県後期高齢者医療広域連合定例会が長崎市で開催をされ、条例の一部改正3件、令和3年度の一般・特別会計の補正予算、併せて令和4年度の一般・特別会計の予算等を決定し、2名の一般質問が行われ閉会をいたしております。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布をした「議長諸報告」が12月定例会以降、私が主に出席をした会議等であります。

その他、配布しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が、12月、1月、2月実施分及び令和3年度定期監査及び公の施設の指定管理者監査報告書が監査委員から提出をされておりますので、後ほどご一読をお願いをいたします。

また、本定例会までに受け付けた、「母（モウカヘイ）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望」については、配布にとどめておりますのでご了承をお願いをいたします。以上で、私からの諸般の報告を終わります。

#### 日程第 4 新年度予算施策等の説明

**議 長** 次に、日程第 4 「新年度予算施策等の説明」を行います。

町長から、行政報告並びに町政運営の所信と新年度予算の概要について、「令和 4 年度施策等に関する町長説明書」を基にした説明の申出があっておりましたので、これを許可をいたしております。

ここで、皆様にお知らせをいたしておきます。これまで、町長による新年度予算施策の説明等につきましては、登壇をし、壇上で起立して行っておりましたけれども、先日、町長より腰痛悪化、体調不良であるということの連絡を受けまして、起立したまま長時間の説明は厳しいのではないかと、そういった場合は椅子を準備しておりますので、着座にての説明を許可をしております。町長は体調をご判断の上、そのように対応されて結構でありますので、よろしく願いをいたします。それでは説明をお願いをいたします。町長。

**町 長** 皆様、おはようございます。本日、ここに、令和 4 年川棚町議会 3 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、行政報告を 3 点させていただきます。

まず、職員の懲戒処分の件についてであります。

去る、2 月 2 1 日に行った職員の懲戒処分につきましては、2 月 2 2 日に町議会全員協議会においてご報告をしたとおりであります。改めてこの本会議の場におきまして、まずもって被害を受けられた方に対しまして心からお詫びを申し上げる次第でございます。

この度の懲戒処分を受けた職員の行為は、町政に対する町民の信頼を裏切るものであり、町政を預かる者として、議員の皆様並びに町民皆様に対して、改めて深くお詫びを申し上げる次第でございます。

また、このような不祥事が二度と起きないように、職員の綱紀粛正を徹底し、信頼回復に努めてまいり所存であります。

次に、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況についてであります。

新型コロナウイルス感染症につきまして、本町における感染者は、昨年10月19日に56例目の感染者が公表されてから、年内は新たな感染者の発生がない状況が続いておりましたが、年が明けた1月7日に57例目の感染者が公表されて以降、日増しに感染者数が増加し、1月は合計で59人、2月は73人の感染者が確認され、2月末時点の感染者数は累計で188人に達しております。

このような状況の中、1月19日には「まん延防止等重点措置」が長崎県に適用され、同月26日には県下全域に区域が拡大されたことに伴い、飲食店等に対して、令和4年1月28日から2月13日までの17日間において営業時間の短縮要請がなされたところであります。

また、営業時間の時短等にご協力をいただいた飲食店等に対しては、協力を支給するという支援策を講じたところであります。

さらに、県のまん延防止等重点措置の適用は、3月6日まで延長され、引き続き飲食店等の皆様には、営業時間短縮の要請がなされましたので、この延長に対しての支援策を遅滞なく講じるため、必要な予算について、専決処分により対応させていただいたところであります。

また、ワクチンの3回目の追加接種につきましては、当初、高齢者施設の入所者等の接種を1月19日から開始することとしておりましたが、感染が拡大傾向にあったことから、医師会の先生方のご協力により、1月13日から前倒しして実施をしており、集団接種につきましては公会堂におきまして1月29日から開始をいたしております。

接種の状況につきましては、3月5日時点で2回目接種完了者の約4割にあたる、4,410人が3回目の接種を終えており、昨年10月までの2回目接種完了者につきましては、5月末の完了を目指しているところあります。なお、65歳以上の高齢者につきましては、希望者の3回目の接種がほぼ完了したところあります。

また、4月以降の接種予定者に対しましては、現在、意向調査を行っており、接種希望者に対しては日程調整を行ったあと、接種案内と接種券を発送することとしておりますが、6月以降は個別接種に移行する予定であります。

また、最近の感染状況を見てもみますと、10歳代以下の割合が非常に高い

ので、子どもたちへのワクチン接種が喫緊の課題であります。

そこで、5歳から11歳までの子どもたちを対象とした接種につきましては、町内2か所の医療機関で、明日3月9日から個別接種で開始をすることといたしております。また、11歳以下の子どもに使用するワクチンは、ファイザー社製の小児用ワクチンですが、12歳以上からは大人用ワクチンとなりますので、今年の4月から5月に12歳の誕生日を迎える子どもの保護者を対象に意向調査を行い、接種希望者については、小児用ワクチンによって3月中に1・2回目の接種を完了させることといたしております。

その後も年齢の高い順に意向調査を行い、希望者に対して必要書類等を順次発送することとしており、可能な限り多くの子ども達にワクチン接種を行っていただくよう取り組んでまいり所存であります。

次に、新庁舎での業務開始についてであります。

新庁舎につきましては、今年1月末に工事が完成し、無事引渡しを受けたところであります。

現在、庁舎内の情報システムや事務機器の設置など、執務環境の整備の最終段階にあり、広報かわたな3月号で町民の皆様にお知らせをしたとおり、3月22日火曜日から業務を開始することといたしております。

諸般の事情により、当初の計画から約3か月の工期延長が生じましたが、おかげさまで、年度内に業務を開始できる運びとなり、3月下旬からの住民異動の時期に間に合わせる事ができたところであります。

このことにつきましては、議員の皆様をはじめ、住民の皆様のご理解とご協力、工事関係者のご努力、職員の頑張りによるものであり、関わった全ての方に対し、この場をお借りし、厚く心からお礼を申し上げます。ちょうど2週間後には、新庁舎において業務を開始することになります。全てが新しくなった新庁舎の環境において、業務開始当初は、混乱することも予想されますが、心を新たに職員と一丸となって町政の発展と住民福祉の向上に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、3月22日の業務開始の日には、議長さんなどにご出席をいただきまして、新庁舎業務開始式を執り行うことといたしておりますので、その節はよろしくお願い申し上げます。以上、3点行政報告とさせていただきます。



次に、令和4年度の各会計予算をはじめ、人事案件並びに条例の一部改正、その他の議案をご審議いただくに当たり、町政運営についての所信を申し述べますとともに、新年度施策についてのご説明を申し上げます。

我が国の景気につきましては、1月の月例経済報告においては、「新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きがみられる。」とされております。

また、長崎県内の経済につきましては、「新型コロナウイルス感染症の影響が引き続きみられるものの、持ち直しつつある。」とされており、個人消費、生産活動、雇用情勢が持ち直しつつあり、設備投資も増加の見込みとありますが、本町におきましては、まだまだ景気回復を実感するまでには至っていないように思われます。

このような中、地方財政の指針となる「令和4年度地方財政計画」が、1月28日に閣議決定の上、国会に提出され、その内容が一般に公表されたので、こうした状況を踏まえて、本町の令和4年度一般会計予算及び特別会計予算を編成をしたところであります。

一般会計予算の編成に当たっては、歳入の主要財源である町税収入や、地方交付税が前年度をやや上回るという状況ではありますが、歳出において民生費、衛生費及び土木費の増加などにより多額の財源不足が生じますので、やむを得ず基金繰入金で対応するという大変厳しい予算編成となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、歳出面で感染拡大防止対策や社会経済対策などに係る財政需要が増加しており、コロナ禍の影響については引き続き国の財政支援措置や財政調整基金等を活用するとともに、3回目のワクチン接種が1日でも早く完了できるよう取り組んでまいり所存であります。

新庁舎建設事業につきましては、本年1月末に工事が完成し、3月22日から新庁舎での業務を開始いたしますが、引き続き駐車場の整備や、議場をはじめ旧別館の改修など新庁舎と一体的な整備を進めてまいりたいと考えております。

令和4年度におきましても、新たにまちづくりの指針を定めた「第6次川棚町総合計画（案）」並びに「第2期川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦

略」に沿って、両計画の整合性を図りながら、まちづくりの将来像である、「自然を愛し 暮らし輝くまち」の実現を目指すために、限られた財源の中、最大限の効果が得られるよう、予算編成を行ったところであります。

これらの予算の執行に当たりましては、議会のご理解とご協力のもと、町民の皆様のご意見やご要望をお聞きしながら、各分野における諸施策を力強く展開してまいり所存であります。

それでは、令和4年度の主な施策について、川棚町総合計画の6つの基本理念に沿ってご説明を申し上げます。

子育て支援につきましては、第2期川棚町子ども・子育て支援事業計画の基本理念であります「川棚で生まれ、育ち、いつまでも住み続けたいまちをめざして」のもと、各種子育て支援や教育・保育サービスの充実を図ってまいります。

学校教育では、スーパーバイザーの活用による学校活性化事業やサポートティーチャー、特別支援教育支援員、心の教室相談員の配置について継続し、支援を必要とする児童・生徒の増加に対応した人員配置を行い、一人ひとりの適性に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、家庭と学校との橋渡しや調整役として、スクール・ソーシャル・ワーカーを配置し、不登校児童・生徒等の支援に努めてまいります。

社会教育では、片島都市公園の戦争遺構群を後世に残すべき文化遺産として調査を進めるとともに、文化財登録の準備を進めてまいります。

保健・医療環境につきましては、出産後の助成及び乳児に対して、心身のケアや育児サポートなどを行う産後ケア事業に着手するとともに、がん患者の治療に伴う外観ケア事業として、医療用ウィッグ等の購入支援や、骨髄等提供を必要とする方が一人でも多く移植を受けられるよう、骨髄等提供者の支援に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症に係る3回目のワクチン接種に引き続き取り組むとともに、子宮頸がんワクチンの定期接種の勧奨を再開するなど、各種予防接種事業等に取り組んでまいります。

子育て世代包括支援センターでは、妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供を行うとともに、関係機関と連携して切れ目ない支援を行ってまいります。

また、出産後の女性及び乳児に対して、心身のケアや育児サポート等を行う産後ケア事業を、医療機関と連携して取り組んでまいります。

国民健康保険事業につきましては、被保険者の疾病等に関して必要な保険給付を行うとともに、健康の保持・増進のため、各種事業を積極的に推進してまいります。

特に、特定健康診査、特定保健指導で生活習慣病を予防し、がん検診等各種検診事業について疾病の早期発見、早期治療に努めてまいります。

また、安定的な国保財政の運営を図るために、財政運営の主体である県と連携して取り組んでまいります。

介護保険事業につきましては、これまで同様、安定的な運営に努めるとともに、第8期川棚町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築を目指し、事業を展開してまいります。

福祉関係事業につきましては、子ども医療費助成制度の支給対象を現行の中学校卒業までから高校卒業までに更に拡大するため、福祉医療費の支給に関する条例を今議会においてご決定をいただき、令和4年4月診療分からの医療費の助成開始を図ってまいります。

また、高齢者等の皆様が、住み慣れた地域において元気で安心して生活できるよう、「地域見守りネットワーク体制」の構築や、「高齢者等見守り活動パートナーシップ事業」の実施など、見守り体制の充実を図るとともに、災害発生時に適切な支援が行えるよう自主防災組織の育成に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

障がい者福祉につきましては、「障害者総合支援法」の理念である、地域社会における共生の実現に向けて、各種障がい福祉サービスを提供し、支援の充実を図ることといたしております。

防災に関しましては、近年、全国的に大きな自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しており、本町におきましても台風や豪雨による災害が発生していることから「川棚町地域防災計画書」の全面的な見直しを行い、防災対策に万全を期すよう努めてまいります。

消防に関しましては、消防団員の確保が喫緊の課題であり、そのための団員報酬及び出動報酬を見直し、消防団員の処遇改善を図るとともに、施設・装備を充実させ、消防団員の活動における安全確保や、機動性の向上を図る

よう取り組んでまいります。

農業については、農業・農村の有する多面的機能の維持を図り、農地中間管理事業について、農業委員会と連携して農地中間管理機構への農地集積・集約を進めるとともに、耕作放棄地の解消対策及び新規就農者の確保・支援に努めてまいります。

また、10月には第12回全国和牛能力共進会鹿児島県大会が開催されることから、出品候補牛を飼育している畜産農家を支援してまいります。

県営事業の基幹農道川棚西部地区については、地元負担金を予算計上するとともに、基幹農道に係る流末排水路の整備改善を図ります。

林業につきましても、意欲と能力がある林業経営者への集積・集約を図るとともに、森林の適正な管理を支援し、森林環境譲与税を有効に活用することにより森林資源の保全に努めてまいります。

水産業の振興につきましては、大村湾漁協が行う悪質密漁連携監視事業や栽培漁業など、資源管理の取組を支援してまいります。

商工業の振興につきましては、東彼商工会が行う経営改善普及指導事業や後継者育成事業など、商工業者の経営改善を図る取組を支援するほか、川棚町の「顔」である駅前商店街などの空き店舗を解消するため、出店希望者を支援するとともに、商店街の活性化のためのイベント等に引き続き支援を行ってまいります。

観光の振興につきましては、観光施設事業特別会計への繰出金を計上するとともに、観光資源の調査や観光コンテンツの作成、情報発信をテーマに地域おこし協力隊員を新たに採用する予定といたしております。

また、今年秋に西九州新幹線の開業が予定されているとともに、10月から佐賀・長崎 destination キャンペーンが開催されることから、この機会にあわせて、本町の観光情報等を発信し、ツアーなど旅行商品の造成を働きかけてまいります。

公共交通網の整備につきましては、幹線道路や生活道路の整備が重要であり、引き続き町道上組西部線歩道設置事業につきましては、交通安全対策補助金を活用し、また、町道新谷三反間線改良事業及び町道馬場線改良事業につきましては、地方創生道整備推進交付金を活用して整備をしてまいります。

地域高規格道路「東彼杵道路」につきましては、概略ルートの構造の検討など「計画段階評価」が九州地方整備局で進められているところであり、本町といたしましては、早期着工に向けて県や関係市町と連携を図りながら、引き続き国に対して要望活動を行ってまいります。

汚水処理につきましては、公共下水道事業認可区域内の惣津地区の一部において汚水管渠工事を進めてまいるとともに、区域外においては合併処理浄化槽の設置を推進し、公共用水域の水質保全と生活環境の改善に努めてまいります。

町営住宅の住環境の質の向上を図るため、新町団地屋根外壁長寿命化改修事業につきましては、引き続き社会資本整備総合交付金を活用し計画的に実施をしてまいります。

県営事業であります川棚港に係る環境整備事業、川棚港白石地区の港湾改修事業並びに下百津地区における海岸自然災害防止事業についても、地元負担金を予算計上するとともに、早期完成を県に要望してまいります。

協働によるまちづくりを推進するためには、住民と行政との情報、意識の共有化を図ることが重要であり、地区や団体の要請により協働のまちづくり懇談会を実施してまいります。

広域行政の推進につきましては、西九州させば広域都市圏において連携して様々な事業を展開しており、引き続き圏域の活性化のため積極的に取り組んでまいります。

スマート自治体への取組としては、今後マイナンバーカードを用いた行政手続きのオンライン化を進めていくこととし、住民の利便性の向上を図ってまいります。

令和4年度は子育て関係、介護関係などについて、行政手続きのオンライン化を進めてまいる所存であります。

石木ダム建設事業につきましては、川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水源不足解消などを目的として進められているところであります。これまで、起業者において、地域の皆様に対し説明がなされてきましたが、残念ながら一部の地権者の方について、いまだご協力いただけない状況にあります。

現在、現場では反対住民の方々の座り込みの中、安全を確保しながら付替

県道工事などが進められているところであります。

こうした中において、令和2年7月の梅雨前線に伴う豪雨により、九州の広い範囲で自然災害が発生しており、特に川棚町におきましては過去において大きな水害を経験していることから、川棚川の抜本的な治水対策は喫緊の課題であります。

川棚川下流域には多くの町民の皆様がお住まいであり、住民の安全・安心を確保することは、行政の責務でありますので、今後とも事業推進に向け、長崎県、佐世保市と一体となって取り組んでまいります。

続きまして、令和4年度予算の概要についてご説明いたします。

一般会計予算につきましては、前年度比7.5パーセント減の総額67億2,700万円といたしております。

歳入の主なものとしては、1款町税は、前年度のたばこ税の税率改正による増額を見込み、1,160万円増の12億4,684万円といたしております。

10款の地方交付税は、これまでの交付実績を基に、前年度当初予算額よりも1億3,100万円増の21億5,000万円と見込み、計上いたしております。

18款繰入金は、財源不足を補うため基金を取りくずして対応することとし、前年度よりも6,478万円増の5億6,245万円を計上いたしております。

21款町債は、新庁舎建設事業が完了したことから大幅な減少となり、前年度より8億600万円減の4億5,130万円を計上いたしております。

また、歳出の主なものとしては、3款民生費が前年度よりも9,212万円増の24億8,186万円計上しており、障害者福祉費の増額やいきがいセンターの改修工事費を計上したことが主な要因であります。

4款衛生費は、前年度より4,624万円増の6億4,772万円を計上しており、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事業に要する経費の増額、東彼地区保健福祉組合分担金の増額が主な要因であります。

7款商工費は、前年度より3,651万円増の1億9,866万円を計上しており、大崎自然公園内の自然災害防止工事費を計上したことが主な要因であります。

8款土木費は、前年度よりも5,264万円増の8億3,627万円で、地方創生道整備推進交付金に係る事業の増額が主な要因であります。以上が、令和4年度の一般会計予算の概要であります。

なお、一般会計並びに特別会計の予算額は、別表のとおりとなっております。

結びに、令和4年度におきましても町民の皆様の福祉の向上のために力を尽くすとともに、総合計画で掲げた「自然を愛し 暮らし輝くまち」の実現と、総合戦略において掲げた諸施策の実施に当たり、最大限に効果をあげ、人口減少に歯止めがかかるよう、職員と力を合わせて全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民皆様方のご支援、ご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、町政運営についての所信と、令和4年度予算の概要等についての説明とさせていただきます。

次に、本定例会においてご審議をお願いする案件は、人事案件1件、専決処分の承認1件、令和3年度一般会計補正予算（第13回）のほか4つの特別会計補正予算、条例の一部改正及び廃止8件、令和4年度の一般会計予算ほかの6つの特別会計予算、その他2件となっており、提案件数はすべてで24件であります。

それぞれの議案の内容につきましては、提案の都度説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

**議**            **長** これでは新年度施策等の説明を終わります。

(10:38)

**議**            **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(10:38)

(…休 憩…)

(10:50)

**議**            **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 日程第5 一般質問

**議 長** 次に、日程第5「一般質問」を行います。

本定例会での一般質問通告者は7人であります。これから通告順にしたがって質問を許可いたします。まず、堀池浩議員。

(10:50)

**5 番 堀 池** おはようございます。議席番号5番、堀池浩です。通告に沿って質問いたします。

新型コロナワクチンの3回目接種も1月から開始され、担当の方々の奮迅の努力もあり順調に進められています。オミクロン株の一日も早い収束を願っています。

調べてみますとびっくりするくらい数多くのワクチンがあり、今回もワクチンに関する質問となります。

まず、1問目がHPVワクチンの円滑な接種についてです。

子宮頸がんなどの原因となる、ヒトパピローマウイルス、いわゆるHPVの感染を防ぐワクチンについて、厚生労働省は昨年11月26日、2013年6月から中止していた積極的な接種勧奨を本年4月に再開するように通知しましたが、約8年にわたる接種勧奨の中止で機会を逃した人への対応などが課題となります。そこで、以下のことをお尋ねいたします。

1つ、今後は積極的な接種勧奨となりますが、対象者は。

2つ、この8年間に接種機会を逃した人の救済が必要となりますが、その対応は。

3つ、接種費用の負担は。

4つ、児童・生徒を対象とした教育は。

5つ、HPVワクチン接種の周知は。

次に、2問目の風疹予防接種の継続についてです。

先月2月は、日本産婦人科医会などが定める「風疹ゼロ」月間でした。風疹はせきやくしゃみを介して感染し、特に妊娠初期の女性が感染すると、赤ちゃんが難聴や心疾患などの先天性風疹症候群、いわゆるCRSになる恐れがあります。その予防には、ワクチン接種が有効とされていますが、妊娠中には接種はできません。

2018年の風疹の流行を受け、厚生労働省は、妊婦や赤ちゃんの健康を守り風疹の再流行を防ごうと、2019年度から3か年計画で42歳から5



9歳（1962年4月2日産まれから1979年4月1日生まれ）の方に、無料の抗体検査と予防接種の体制を整備してきましたが、このコロナ禍の受診控えなどがあり、2024年度末まで延長する方針となりました。そこで、以下のことをお尋ねします。

1つ、対象者が42歳から59歳となっていますが、その理由は。

2つ、対象者の中で抗体検査を受けていない人は何人か。

3つ、抗体検査無料クーポンの再発行はできないのか。以上、壇上での質問を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員のご質問にお答えいたします。

最初の「HPVワクチンの円滑な接種について」であります。このワクチンは、平成25年度から定期の予防接種の対象となりましたが、平成25年6月14日に厚生労働省から「ワクチンの副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期予防接種を積極的に勧奨すべきでない」との勧告があり、本町におきましても積極的な接種勧奨を差し控えておったところであります。

その後、最新の知見を踏まえ、改めてHPVワクチンの安全性と有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、令和3年11月26日に積極的な接種勧奨の差し控えが解除されたところであります。

そこで議員からは5項目の質問をいただきましたが、まず、①対象者につきましては、小学校6年生から高校1年生相当の女子であり、個別勧奨の対象者は年度内に13歳に達する女子から16歳に達する女子に対して行うこととなります。

次に②の「機会を逃した人への対応について」であります。現在、国において、予防接種法施行令の改正に向けた議論が行われているようですが、令和3年12月28日付けで、厚生労働省健康局健康課から「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におけるキャッチアップ接種に関する議論について」と題した事務連絡が出されております。

この事務連絡によりますと、議員のご質問にあった「機会を逃した人」のことを「キャッチアップ接種の対象者」と表現されており、いわゆる救済措置の対象者は、平成9年度生まれから平成17年度生まれの女子ということ

になるようであります。

また、キャッチアップ接種の実施期間は、令和4年4月から令和7年3月までの3年間と予定されておりますので、ワクチン接種を希望する対象者が期間内に接種を完了できるよう、キャッチアップ接種についての個別案内を行いたいと、このように考えております。

次に③の「接種費用の負担について」であります。このワクチンの接種費用は全額公費負担となっており、接種対象者の自己負担はありません。

なお、キャッチアップ接種の対象者の費用負担については、現時点では具体的に示されておられません。

次に④の「児童・生徒を対象とした教育について」のご質問ですが、HPVワクチンの接種に関しては、保護者にもメリットとリスクを十分に理解していただいた上で、ワクチン接種について判断していただく必要がございます。

したがって、学校等で児童・生徒を対象とした教育については、実施する予定はありませんが、例えばPTAなどからの要請があれば担当職員等の派遣については今後検討していきたいとこのように考えております。

次に⑤の「HPVワクチン接種の周知について」であります。現在、個別勧奨は控えており、町ホームページ等で制度の周知を行っているところであります。

予防接種法施行令が、令和4年4月1日付けで改正される予定でありますので、4月1日以降、対象年齢に到達する者及びキャッチアップ接種の対象者に対して、個別に資料をお送りすることにより、周知を図っていききたいとこのように考えております。

次に「風疹予防接種の継続について」のご質問にお答えいたします。

風疹は感染者からの飛沫により感染する疾病で、成人では重症化の可能性もあり、妊娠初期の女性が感染した場合は、胎児にも深刻な影響を及ぼす恐れがあります。近年、成人男性を中心に風疹の流行が見られたことから、これまで公的接種を受ける機会がなかった男性を、風疹の定期予防接種の対象として追加をされたところであります。

そこで①のご質問の「対象者が42歳から59歳となっており、その理由について」であります。1962年4月2日から1979年4月1日まで

に生まれた男性は、公的な風疹予防接種を受ける機会がなかったため、抗体保有率が他の世代と比較して非常に低いとされておりますので、今回対象とされたものであります。

風疹が流行した場合に、この世代の男性が感染・発症することで、感染を拡大させる恐れがありますので、それを防止するために実施をするものであり、抗体保有率90%を目標とされております。

次に②の「対象者の中で抗体検査を受けていない人の人数」であります。本町における対象者は1,406人です。そのうち、現時点で357人が抗体検査を受けていることを確認をいたしておりますので、あと1,049人が抗体検査を受けていないと、このように考えられます。

次に③の「抗体検査無料クーポンの再発行はできないのか」とのご質問ですが、クーポンの有効期限を発行年度の年度内としており、検査を受けていない対象者に対しましては、毎年新たなクーポンを発行し、勸奨状と一緒に送付をいたしております。なお、新たに発行したクーポンを破損、紛失した場合は申請により再発行することといたしております。以上、答弁とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** はい。はじめにHPVワクチンの円滑な接種ということでご質問します。今、今後積極的な勸奨となる対象者ということが、小学校6年から高校1年ということで回答いただきました。これは今後もずっと問題なければ継続的にこの小学校6年から高校1年の女子ということでよろしいのでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** お答えいたします。すいません、対象年齢は積極的勸奨は13歳から16歳となりますので、学年的には中学校1年生から高校1年生相当までということになります。問題なければ毎年この対象者の方たちに勸奨を行うということになるというふうに思っております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** はい。次に2番、機会を逃した人の救済ということで、先ほどキャッチアップ接種ということでお話ありました。この年齢が平成9年から平成11年生まれというお話ですけど、もう一度確認をします。よろしく

お願いします

**議**            **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい、お答えいたします。先ほども町長が説明いたしましたとおり、平成9年度生まれから平成17年度生まれの女子が対象ということになります。以上です。

**議**            **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** このワクチンは計3回打つ必要があるんですね。で、この3回打つ必要があるんですけども、今キャッチアップ接種が必要な方、いろんな形があると思うんです。もちろん1回も接種していない方もおられれば、1回接種して中断したと、あるいは2回接種して中断したという方がおられると思うんですけど、そういう方々はどのような形になるのでしょうか。

**議**            **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい、お答えいたします。堀池議員がおっしゃるとおり、3回接種のうち1回ないし2回目で中断されたというようなパターンがあるということも想定をされておまして、まずは中断された方についてはどのタイミングでどのような接種を受けられたかということ聞き取った上で、3回目接種については医療機関等と協議をして判断をさせていただくような形になるのではないかとこのように思っております。以上です。

**議**            **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** 半分それは周知の方にもかかるかと思うんですけども、そうするとキャッチアップ接種対象者に対しては、役場の方から案内とかそういうところはいつ頃の予定で発送する予定なんですか。

**議**            **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい、お答えいたします。現時点ではですね、具体的にいつ頃というところまでは明確にお答えすることができないんですが、町内の医療機関と相談をした上でですね、案内方法についても先ほどの中断の方についてはどういった情報が必要になるかとかということもありますので、そういった聞き取りをしないといけない情報等も整理したところですね、できるだけ早期にということでは考えております。以上です。

**議**            **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** はい。このキャッチアップ接種の方の接種費用は現在のところ

ろはまだはっきりしていないということですが、これはいつになったら大体わかるんでしょう。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。4月1日で改正される、予防接種法の施行令ですね、予防接種法施行令の改正の際にははっきりするというふうには思っております。恐らく風しんの第5期と同じように公費負担になるのではないかとというふうに推測はしております。以上です。

**議 長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** 4番目の児童・生徒を対象とした教育ということは実施予定現在のところはないと。で、保護者にも十分理解をしていただくのが前提でPTAからの要請があればということがあるんですけども、やはり教育現場で中学生へのそういう授業とか、そういう予定は全く組まれていないんでしょうか。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** はい。学校の方には教科によってカリキュラムというのが定められております。そのカリキュラムの中にはこのことについては書いておりませんので、当然学校の方では授業として扱っていないと思われま

**議 長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** それではこのカリキュラムの中に入ってくれば、そういう教育ができるということですかね。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** はい。カリキュラムの中にももちろん入ってくれば学校で教えるようになってくると思われます。以上です。

**議 長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** 特にこの教育に関してはですね、子宮がんのうち約7割が子宮頸がんなんだと。で、発症のピークが以前は40から50歳代だったんですけど、最近は20代から30代の若い女性に増えてきている。しかもこの子宮頸がんによる死者が年々増加してきているという今現状があります。何とかカリキュラムに入らないんで教育はできないということなんですけども、PTAの方々と相談してそういう機会を持つということにはできないんでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** はい、お答えします。先ほどできないという答弁をいたしましたけど、がん教育とかいうのは今盛んに取り入れるように県の方からも文科省の方からも推進されておりますので、学校保健の授業の中では全くできないということではなくて、がん教育について取り上げるというようなことはもちろん可能だと思いますので、そこは学校、カリキュラムを入れる際には、そういったがん教育については、これに限定することではなくてですね、全体的ながんのがん教育ということですね、がん予防教育ということで授業を実施することは可能だと考えます。そしてまたPTAあたりとの連携ということでは、郡内でも学校保健会とかそういった協議会もありますので、そういった医師会とかそういった連携のもとに講演会を開催したりとか、そういったPTA活動の中でそういった教育の周知の徹底とかということができると私は思っております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** ありがとうございます。先ほど話があったように、子宮頸がんだけではなくて、もちろんがん教育というのが今進められるのであればその中に入れてでもお願いいたします。

では続いて、周知に関してですけども、これは4月1日以降個別資料を送付ということが今回答があったんですけども、該当者以外でもまだ今から成長してくる方もおられます。その父兄の方もおられます。例えば広報とかそういうのでの周知というのはできないのでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい、お答えいたします。当初想定しておりましたのは、対象年齢の保護者様宛で個別にですね、封書で案内を差し上げるということの中に様々関連資料を同封するという方法を予定をしておりますけれども、町のホームページでもですね、現在でも積極的には勧奨をしていないだけでですね、こういう接種ができますよというものは載せておまして、その中に厚生労働省のホームページに誘導するようなものはホームページでは出しております。そこで閲覧できるような内容についてはですね、広報誌にも掲載をするということは可能であるというふうに思っております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** これは4月からなので、4月からスタートするとなれば、新しくこういうのがまた接種勧奨として出ましたよと、あるいは私常々感じるんですけども、ワクチンのこれだけ種類が多い中、こういうワクチンがありますよというのを、一度広報として何か出す方法ってないのかなと。ワクチンの種類いっぱいありますよね。一度5年ほど前に医療の関係で一覧表を出されたと思います。家に貼れるようなもの。そういうの中にも入れ込んで出すということはできませんか。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 町の方で提供できる接種関係のですね、環境等についてはですね、一覧表を作成して議員おっしゃるように各家庭で貼ったりできるようなものを広報誌の中、健康だよりとかの中に入れ込むことは可能ですので、そこは前向きに実施したいと思っております。以上です。

**議 長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** ありがとうございます。なるべく少しでも早く、特に私は前回12月もコロナワクチンで、ちょっとこの1年くらいワクチンはまってるんですけど、ワクチンを調べれば調べるほどやはり重要なワクチンというのがたくさんあるなど。それが皆さんがやっぱりなかなか理解できていないというところがあるので是非お願いしたいなと思います。

続いて、風疹ワクチンに関してです。これは42歳から59歳が接種が少ない、接種されてなかったということなんですけども、今進められているこの風疹予防接種、流れというのはどういう形になってますでしょうか。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。該当する年齢の男性の方で、まずは抗体検査のですね受診、抗体検査を受けたことがないと思われる方について毎年勧奨状と一緒にクーポン券を発送して、抗体検査を促しているという状況です。抗体検査の結果、抗体量が少ないと判定された方についてはですね、抗体検査を行った医療機関等からですね、ワクチンの接種を勧奨されますので、それで接種を受けていただくという流れになっております。抗体検査の結果につきましては、請求書と一緒に町の方にですね、医療機関の方から送られてまいりますので、それで抗体検査を受けた方かどうかというのは把握しているという状況であります。以上です。

**議** 長 堀池議員。

**5 番 堀 池** ちょっと重なるかと思えますけど、もちろん抗体検査又は抗体がない方へのワクチン接種、これはもう公費ですよ。

**議** 長 健康推進課長。

**健康推進課長** はい、お答えいたします。公費です。

**議** 長 堀池議員。

**5 番 堀 池** その対象者の方が本町で1,406人で、今、抗体検査を受けた方が357人、残りは1,049人、かなり多いかなという感じはするんですけども、この残りの1,049人の方への、まず抗体検査をしてもらうという形での案内というのはどういうふうを考えておられますか。

**議** 長 健康推進課長。

**健康推進課長** はい、お答えいたします。先ほど申しましたように基本的には勸奨状をですね、新年度になるとまた送らせていただくという形にはなるんですけども、一応町で行っております健診等の機会です、未受診者、抗体検査の未受診者についてはその受付の際とかにもですね、勸奨をお願いできないかということをお今ちょっと検討しております。以上です。

**議** 長 堀池議員。

**5 番 堀 池** 今回期間が2年延期ということになったんですけども、あと抗体保有率90パーセントという目標がある。それをするためには1,260人くらいいますよね。350人とするとあと900人相当になってくる。その辺は今お話があった勸奨状の送付又は検診の折にということでそれだけの推進ができるのかなとちょっと疑問に思いますが、ほかに何か強力なものというのは考えておられますか。

**議** 長 健康推進課長。

**健康推進課長** はい、お答えいたします。今そこを強力に推し進めるアイデアというのは申し訳ありません、ちょっと持ち合わせておりませんが、期間が限られておりますので、他市町の状況等を参考でできるものがあればどんどん取り入れて勸奨を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

**議** 長 堀池議員。

**5 番 堀 池** 今日この風疹予防接種の方は特に計画し、19年から始まっ



たらずぐコロナが始まって、なかなか抗体検査受診控えが多くなってしまっ  
て進んでないという状況ですので、コロナ禍でありながらも、まず抗体検  
査して抗体があれば接種する必要はありませんので、抗体検査を先にしても  
らうということのその工夫というのをよろしくお願いしたいと思います。以  
上で終わります。

( 1 1 : 2 0 )

**議 長** 次に、堀田一徳議員。

**1 0 番 堀 田** おはようございます。議席番号 1 0 番、堀田一徳です。3 期  
1 2 年の集大成と今後について、町長に質問をいたします。

「自然を愛し ぐらし輝くまち」を町の将来像に掲げ「あなたが主役の町  
政」をモットーに、川棚町の発展のために 3 期 1 2 年全力で町政運営に取り  
組まれています。3 期目は新型コロナウイルス感染症対策のため、十分な施  
策ができず無念さが残るものと推察をいたします。

そういった中で、新庁舎建設や基幹農道整備、川棚港埋立地への企業誘致  
など、実績を上げてこられています。そこで、3 期 1 2 年の集大成と今後の  
ことについて、以下の点を尋ねます。

① 公約にあげていた観光事業の立て直しに取り組みられてきましたが、成  
果と課題は。

② 移住・定住と子育て支援は施策として十分であったか。

③ 少子高齢化社会への対応については、計画が着実に推進されていると考  
えているか。

④ 農林水産業、商工業の振興を図るため、国・県の施策情報を着実に得て  
施策が推進できたか。

⑤ 3 期 1 2 年が過ぎようとしている。4 期目への出馬の考えは。以上、壇  
上から質問をいたします。

**議 長** 町長。

**町 長** 堀田議員の「3 期 1 2 年の集大成と今後について」のご質問  
にお答えいたします。

私は、平成 2 2 年 9 月に町長に就任し、これまで川棚町の発展と住民生活  
の向上を図るため、全力で取り組んできたところであります。この間、町政  
運営にご協力いただきました議会をはじめ、町民皆様方に心から感謝を申し

上げます。そこで、5つの質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

はじめに①の「公約にあげていた観光事業の立て直しに取り組んできたが、成果と課題は。」とのご質問であります。私が就任をいたしました当時は、本町の財政状況は非常に厳しく、年々基金残高も減少し、財政の健全化が喫緊の課題でありました。

特に観光事業におきましては、くじゃく荘やしおさいの湯を建設した折の起債償還が、一般会計への大きな財政負担となっていたところであります。

そこで、観光事業の立て直しが急務と考え、積極的に取り組んできたところでもあります。

まず、若者の視点を取り入れようと思い、長崎県立大学と長崎国際大学の2つの大学と連携協定を結び、川棚町観光問題について調査・研究を行い、その結果を検証し、川棚町と川棚町観光協会で「川棚町観光活性化事業実施計画書」を策定をいたしまして、今日まで取り組んできたところでもあります。

その結果、くじゃく荘の平成29年度の宿泊者数は、就任当時と比べ約35パーセント増の1万8,000人以上に増加し、また、しおさいの湯の入湯客についても、14万1,830人と若干の増加ではありますが、一定の成果はあったものと、このように思われます。

特に韓国の高校生や大学生などを対象として実施をいたしました「川棚町スポーツ合宿誘致補助金交付事業」も増加の一因になったのではないかと、このように思っております。

しかし、起債償還の財源を確保するまでには至らず、その後、コロナウイルス感染症の拡大により、今日のような厳しい状況となっているところであります。

今後、コロナウイルス感染症の収束が図られれば、観光客の大幅な増加が期待されますが、施設の老朽化が進み、維持管理をどのようにしていくかが大きな課題であり、「川棚町公共施設等個別施設管理計画」を策定し対応していくことと、このようにいたしております。

次に、②、③につきましては、主に「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において取り組んできておりますので、関連しますので一括してお答

得いたします。

国においては急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけること、東京圏への一極集中を是正することを目的として、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が制定されるとともに、国の長期ビジョンと総合戦略が示されたところであります。

本町においても、少子高齢化の影響で、これから加速度的に進む人口減少に歯止めをかけるため、平成27年7月に人口減少対策に効果が期待できる取組とKPIを設定した「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定をいたしまして、現在は第2期の総合戦略に基づき移住・定住施策や子育て支援策などを進めているところであります。

まず、移住・定住についてであります。総合戦略では8つの事業を計画し、これまでに7つの事業に着手をいたしまして、その中でも平成28年度に実施をいたしました若者定住促進のための宅地分譲事業では、町外から6世帯の若者家族が移住し、地域の皆様方からも大いに歓迎され大変喜ばれた事業でありました。

また、都市部から住民を呼び込み定住を図りながら地域の担い手として活動を行う地域おこし協力隊につきましては、平成27年に導入してからこれまで5名を任命し、1名が定住をしたところであり、今年4月には新たな隊員が着任する予定となっております。

このような取組のほかにも、空き家バンク事業やお試し滞在環境整備事業などに着手するとともに、東京、大阪、福岡で開催される移住相談会に毎年参加をし、一人でも多くの移住・定住者が増えるよう努めてきたところであります。しかし、これまでの成果を見る限りでは、まだまだ十分とは言えず、新たな施策も必要ではないかと、このように考えているところであります。

次に子育て支援であります。総合戦略において9つの事業を計画をいたしまして、これまで小・中学生への福祉医療費助成事業や子育て奨励金支給事業、給食費補助事業など7つの事業に着手をしており、福祉医療費助成事業につきましては、さらに高校生まで対象となるよう令和4年度当初予算に必要な経費を計上しているところであります。

また、総合戦略以外でも、各種子育て支援事業に力を入れるとともに、国

に先んじて進めてきた事業もあり、住民からは「子育て支援が充実しているまち」との評価もいただいているところであります。しかし、出生数は横ばい状態でありまして、明確な成果を出すまでには至っておらず、新たな施策が必要と考えているところであります。

以上のような移住・定住や子育て支援のほかに、総合戦略では雇用の創出や結婚支援、高齢者支援など少子高齢化の進行に対応し、人口減少に歯止めをかける施策を実施をしておりますが、総合戦略の推進につきましては、近年のコロナ禍の影響で事業実施に若干の遅れが生じていると、このように感じているところであります。

次に④の「農林水産業、商工業の振興を図るため、国・県の施策情報を着実に得て施策が推進できたか」とのご質問であります。農林水産業につきましては、基本的には国の基本政策に基づき実施しているものであり、県からの情報提供を受け事業推進を図ってきているところであります。これまで本町において実施してきた各種補助事業につきましては、国の基本政策に基づいて行ってきたものであり、国の施策に沿った推進ができていると、このように判断をいたしております。

また、国・県の補助要綱に該当しない事業につきましては、各生産部会からの要望があった折には、その都度、事業内容を精査し単独事業として実施をしてきたところであります。

特に、畜産業においては、平成24年度に開催された第10回全国和牛能力共進会長崎県大会では、本町から出品した和牛が日本一に輝いております。また、令和4年度に開催が予定されている第12回鹿児島県大会には、本町からも3農家が県代表となるよう日々努力をされております。是非、県代表を勝ち取っていただきたいと、このように願っているところであります。

また、本町のブランド品であります小串トマトにつきましては、全ての生産者において後継者が育ち、ハウスの増設もあり、出荷額も年々上昇している状況であります。

このようにして、全体的には平成22年度就任当時と比較し、農業所得も右肩上がり増加しているところであります。

漁業においては、少子高齢化による組合員数が平成22年度は正組合員と

准組合員合わせて89人でありましたが、令和2年度は51人と減少をいたしております。

現在は、1名の方が新規就漁に向け「人が創る持続可能な漁村推進事業」を活用して研修を受けられております。

川棚町のブランドであるナマコ漁につきましては、毎年稚ナマコの放流事業を実施をしており、平成22年度の水揚げ量に対し、令和元年度では約25パーセント増の10トンとなっている状況であります。

商工業につきましても、「川棚町商工業振興補助金」を交付をいたしております。商工会では後継者育成事業、地域特産品等パワーアップ事業、創業セミナー事業及び駅前・栄町地区イルミネーション設置事業等に対して活用がなされている状況であります。

また、商店街の活性化や店舗の収益増を目的として、「栄町100縁翔店街」が開催をされてきたところであり、飲食店等の活性化が図られてきたところでもあります。

以上のことから、農林水産業、商工業の振興についても施策が一定推進できたものと、このように判断をいたしております。

次に⑤の「3期12年が過ぎようとしている。4期目の出馬の考えは」というご質問についてであります。先ほども申し上げましたように、私は平成22年9月の就任以来、3期12年にわたり町政のかじ取り役という重責を担わせていただき、町政の発展と住民生活の向上を図るため、全力で取り組んでまいりました。その間、町議会をはじめ、多くの町民皆様方の温かいご理解とご協力により、先ほど議員からもご紹介いただいたような成果・実績を上げることができたところであり、これまでのご協力に対し心から感謝を申し上げる次第であります。

そのような中、ただいま4期目の出馬についてのご質問をいただいたところではありますが、まだ具体的には検討いたしておりません。

現在、令和3年度の年度末を控え多くの課題を抱えており、その課題解決のため、日々全力で取り組んでいるところであり、4期目の出馬については全く白紙の状態であります。

特に新型コロナウイルス感染症につきましては、町民の皆様方の命を守るため、3回目のワクチン接種に全力で取り組んでいるところであり、子どもた

ちへのワクチン接種につきましても、早急に実施できるよう、今、医師会の先生方と協議をしているところであります。

また、本定例会には令和4年度予算をご審議いただくことにしておりますが、この成立を目指し、しっかりと説明責任を果たさなければと、このように考えております。

特に令和4年度は第6次川棚町総合計画の初年度、スタートの年であります。大きく変化する時代の中で、持続可能な開発目標を定め、しっかりと取り組んでいく必要があります。

また、3月22日からの新庁舎での業務開始に向け、住民異動が多くなる時期でもあり、不備はないかなど最終確認をしている状況であります。

そして新庁舎完成後に引き続き取り組むこととしております駐車場の整備や議場の改修をはじめ、旧別館の改修について、直ちに取り組めるようすることが重要であります。

そのためには、新しい令和4年度をスムーズにスタートさせることができるよう最善の努力をすることが、今、私に与えられた役割ではないかと、このように存じますので、是非ご理解を賜りたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**10番堀田** はい。①の観光事業の立て直し、これは先ほど町長が壇上からお話をされましたように、2番3番の項目、移住・定住それから少子化、これもずっと関連すると思うんですけど、確かに町長が就任当初、22年ですね。どうしても観光事業を活性化させたいということで、報酬の30パーセントをカットされまして、そういった県立大、国際大に研究をお願いしたということがありまして、大変良いことだなということを当時は思っておりました。そのあと、もう何回か質問をしたと思うんですけど、その結果についてですね、やはりもっと検証をしとくべきじゃなかったかなと思うんですけど、やっぱりいくらか問題点等がいっぱいありましたけど、なかなかそれを全部改善するということは厳しかったんじゃないかと思うんですね。そういった中でやっぱりその研究のあれを見て、どこを直したらもっと伸びるかというふうなことをその当時感じられましたか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町長** はい。大変申し訳ありません。質問の意味がよくわかりません。もう少し具体的にお願いいたします。

**議長** 堀田議員。

**10番堀田** はい。そういったいろいろな経営方針とか、運営方針とか、くじゃく荘、あるいはしおさいの湯の運営状況、それから事業収入、要するに町に入る事業収入ですね、そういったのが多分その当時はあまり少なかったんじゃないかと思っております。そして、やっぱりお客さんを呼び込むための手法あたりもかなり指摘がされたと思うんですね。そういったことを多分町長あたりも研究成果をみて考えられたんだろーと思えますけど、やはりそこで何をしたらこれから伸びるというふうに考えられたんでしょうか。

**議長** 町長。

**町長** はい、お答えします。よく意味がわかりませんが、まず就任した当時の課題というのは先ほど申し上げたとおりでありまして、大変観光事業に対する一般会計の財政負担が多かったということで何とか観光事業を立て直しを図ろうということで取り組んだわけでありまして。

そういった中で町としてどういうふうな施策を展開していけばいいか、一般的には専門のコンサル業者に委託をして計画書を策定するとか、そういった方法は過去にはありましたが、そうでなくして、私はせつかく近くに大学もありますし、若い人の考え方を取り入れたそういった対策も必要ではないかということで、2つの大学と連携協定を結んで、そしていろいろ一緒になって調査研究をしてきたところであります。その中で、それぞれの学校からそれぞれ川棚町の観光事業の活性化のための提案をしていただきました。それを基に観光協会と町と一緒に計画書を策定をいたしまして、その計画に基づいて今日まで事業を進めてきております。

そういった中で、先ほど言いましたように、くじゃく荘の宿泊客もかなり増加をしてまいりました。しかしその後、コロナ禍の影響で現在のような状況になっております。観光事業というのはやっぱり時代時代のニーズに合った取組をする必要がありますので、今後恐らくコロナウイルス感染症が収束をすれば、クルーズ船などがまた入ってくるようになりますので、そういった外国人のニーズに対応するような対策も講じていく必要があるのではないかと、このように思います。そういうことで、答弁になったかどうかわかり

ませんが、また再度質問があればお答えをしてみたいです。

**議 長** 堀田議員。

**10番堀田** 確かに観光事業はですね、なかなか難しいものだと思います。町長が就任当時そういった大学あたりにですね、お願いして立て直そうという意気込みが感じられたところでございます。やはりそういった中で平成26年でしたかね、ハウステンボスあたりがあそこの瀬戸ノ島の無人島を何かにしたいというふうなことで、長崎新聞あたりで取り上げられましたけど、そういったことがですね、やっぱり隣にハウステンボスという大きな観光地がありますので、そういった中でハウステンボスあたりと町長あたりが行って協議をされたということはなかったんですか。

**議 長** 町長。

**町 長** はい、お答えします。瀬戸ノ島の件については、ハウステンボスの発表によって大々的に新聞に公表されたところでありまして、それについては担当職員を派遣をさせまして、ハウステンボス側に十分川棚町の提案はさせていただきました。そういった中でハウステンボスとしては西海市の方を選ばれたわけでありまして、その協議の中には私は入っていくまでには至りませんでした。以上でございます。

**議 長** 堀田議員。

**10番堀田** はい。やはり観光を引っ張っていく立場の首長としてはやっぱりそういったところに行ってほしかったなと気持ちがあります。そしてまた大崎半島関係はですね、周りはやっぱり海がありますので、やはり海を利用したいろいろな観光ですね、あるいは前の一般質問で言ったかと思いますが、遊覧船を出して、海上から要するに大崎半島一带を見学するとか、そういったことを提案したと思うんですけど、そういったことについてやはり町長はあまり免許を持っている人がいないからとかというふうな話やったんですけど、町長としてはやっぱり海を活用した、そういった遊覧船あたりをしたいという考えはありませんか。

**議 長** 町長。

**町 長** はい、お答えします。議員からはこれまでの実績についていろいろ質問をいただいておりますが、ただいまの質問はこれからのことになりますので、議長のご判断で答えろということであればこれからのことも答



弁をしていいわけですが、それは議長の判断にお任せしたいと思います。

それから、当然川棚町、海も山もきれいなところでもあります。特に海につきましては非常に大村湾の中でも有名な場所となっております。そこで、やはり海を活用した観光振興策を講じなければいけないということで、特に大崎の海水浴場、これはシーズン中だけでなくして年間を通してそこにお客さんをお呼び入れるようなことができないかということで、実はマリンスポーツについても取り組んでまいりましたし、今はまた新たな地域活性化団体で海水浴場を活用して地域の活性化を図ろうということで努力をさせている方々もいらっしゃいます。そういったことで、一定の取組はこれまでできているのではないかとこのように思います。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。移住・定住についてちょっと触れてみたいと思います。まち・ひと・しごとの中ではやっぱり8項目ですかね、8項目ぐらいずっとこう書いてありますけど、その中で28年に行った白石保育所跡地を若者の定住促進のことに替えたということで大変喜ばしいことだと思いますけど、やはり川棚町に企業誘致とか、あるいはそういった定住・移住をするというふうに、やはり町有地がなかなかないんですね。やはりこのときに町有地あたりをやっぱりどうにかして確保しとくべきじゃなかったかなと思うんですけど、やはり企業誘致するにしろ、定住・移住者を迎えるにしろ、やはり町有地がないというのは大変なかなか難しいところがあると思うんですね。やはりその当時そういった要するに町有地あたりを確保するような考えはなかったんですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員、移住・定住と企業誘致の町有地の質問ですけども。

**1 0 番 堀 田** すいません、企業誘致は別です。移住・定住のための町有地の確保ですね。そういったことは考えなかったのか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。先ほど壇上で申し上げましたように、白石の一角の町有地を活用して若者の移住・定住のための事業を展開して、実績が上がったところでもあります。そこで議員からは今そのための町有地を確保するという事は考えなかったかというようなご質問ではありますが、そ

の当時は遊休地の町有地を活用して、そして移住・定住のための施策を推進していこうということで考えておりましたので、移住・定住のための町有地を新たに確保するというようなことは、当時は財政上の関係で考えておりませんでした。というよりもできなかつたということでもあります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**10番堀田** はい。それから、このまち・ひと・しごとの中にですね、大学生の居住者支援というのがあると思うんですけど、これは町内に大学生がいて、例えば国際大とか、県立大とか、あるいは長崎大とか、そういったところに通う人のための補助金だと、こう思っているんですけど、これはあまり成果として上がっていないような感じがしてたんですけど、そこは町長はどう考えますか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。まず制度について担当課長から説明させます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。今、ご質問がありました大学生の居住者支援の関係ですね。これは堀田議員が言われたように国際大学とかに通う大学生を川棚町に住ませようというふうな施策でございまして、具体的にまだ制度等はつくっておりませんが、例えばそこに通うJR代とか、あとはアパート代、そういうものを補助できないかということで考えた事業でございしますが、まだこの事業につきましては現在着手できていないというふうな状況でございします。以上でございします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**10番堀田** はい。この制度が令和3年度から令和7年度ですかね、までありますので、その間に考えられるのだろうと思いますが、やはり移住・定住になりますと確かに若い人を町内に来てもらうということが考えられるわけですが、以前も言ったかと思いますが、やはり補助金関係が他町と比べてちょっとないのかなというふうな感じがしています。で、子育ての方の充実度はですね、やはり80パーセントぐらいあるということで、川棚町は本当に子育てのまちだなということで知られているようではありますが、まだやはり制度的にちょっと少ないのかなというふうに感じをしています。例えばですけど、子育て、要するに奨励金の支給ですね、これは3子から誕生日

に10万円支給するということになってますけど、ちなみに豊後高田市が第1子は同じく10万ですけど、第3子も10万ですね。第4子も10万ですけど、今度は第3子が1歳の誕生日になったときに20万なんですね。それで2歳の誕生日にまた20万で、第3子の場合は50万。そして第4子の場合が10万ですけど、1歳のときは30万、そして2歳の誕生日に30万で3歳の誕生日にまた30万で合計100万。そういうふうに制度としてあるわけですね。だから、川棚町もそういった3子のときの10万だけじゃなくて、もう少しやっぱり増やすべきじゃないかと考えているんですけど、その辺はどうでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。移住・定住についても補助金が少ないとか、あるいは子育て支援策についても今具体的に他の市と比べて川棚町少ないんじゃないかというようなご指摘をいただきました。こういった単独事業をする場合には、財源が全て税金から賄うということで、町の単独の一般財源からの負担になります。で、やっぱりそういった事業を展開する場合、全体の予算の枠の中でどの程度そういったいわゆる支援制度、補助制度に活用できるか、そういったことを全体の予算からやっぱり割り出す必要があるわけでありまして、当時はこの子育て支援のための事業に対する支援金は最大限努力をしたつもりであります。できればもっと多くの補助金を出せばよかったんですけど、全体の予算の関係からこういったところにとどまっております。ご理解いただきたいと思えます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**10番堀田** はい。なかなかですね、補助金というのは町独自の自主財源がいっぱいあればそういうことも出されるんでしょうけど、なかなか本町にしては自主財源的なものがないので、ちょっと厳しいかなと思えます。

それと4番目ですけど、いろいろな国・県の補助金あたりがあるわけですけど、やはり本町では栄町商店街の活性化というのが一番になるんじゃないかと思えますけど、やっぱり地元経済をつくり直さないとなかなか町内の方にも栄町の商店の方にもですね、なかなか来られないというところがあります。それで、まち・ひと・しごとの中の一環ですけど、大型商業施設とか、

家族向けの飲食店とかそういうのがやはり希望的に町民の方から上がってるんだろーと思いますけど、そういった意味でこのまち・ひと・しごとの中にそういった項目が入ってるんじゃないかと思いますが、それに関しては考えとしては来てほしいのか、そういったところが川棚町に来てある程度活性化をしてもらうということですけど、ただ、町内にそういった企業を誘致するような用地があまりありませんので、今後のことになるかと思いますが、ある程度開発をしてですね、そういった町有地あたりを確保するというふうな考えはありませんか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 今後のことについては、当任期が9月まででありますので、ここでお答えすることは適当じゃないかと思います。答弁は差し控えます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。あまり時間もありませんけど、いっぱい言いたいことはあるんですけど、5番目の3期12年はまだ3期目の半ばですけど、一生懸命町長は頑張って、町政のためにですね、頑張って実績を上げられておられます。今現在確かにコロナ禍でなかなか難しい、あるいは観光にしてもインバウンドの減少でなかなか活性化ができないということで、町長としては今年度の予算のために一生懸命やりたいということでしょうけど、以前長崎新聞の町長の多分インタビューがあったかと思いますが、その中では4選に前向きとの見方が強いというふうな新聞の記事があるんですね。だからこのときにはそういう4選もいこうかなというふうに思ってたんじゃないでしょうか。お尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。その記事は私も見ましたが、インタビューを受けたことはありません。だからそのことについては、記事を書かれた記者にお尋ねください。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。せっかくですね3期、今ずっと町政を運営されておられますので、ましてや総合計画も、6次の総合計画も始まります。そういった中で、年齢的に許せばですよ、またあと1期でも出馬は考えてもいいよというふうに思いませんか。

議 長 町長。

町 長 先ほど言いましたように、白紙の状態です。

議 長 堀田議員。

1 0 番 堀 田 以前2期目のとき、3期目のあのときに、あのときは12月に一般質問をして、そのときは白紙でして、3月にしようかなと思ったんですけど、まあ違う案件を出しましたけど、6月になって、出馬しますというふうな答弁をなされたと思うんですけど、やはり6月にこういっただのは尋ねた方がよかったですかね。町長ちょっと時期が悪かったんじゃないかと思えますけど、今の現時点では町長は4選に出ることは一応白紙ということですね。それで、再度確認しますけどよろしいですか。

議 長 はい、町長。

町 長 はい。先ほど言いましたように、今ですね、もう大変な状況です。今抱えている課題をしっかりと解決をして、そして新しい年度をスムーズにスタートさせるということが今私に与えられている責任ではないかと思えます。そういったことで、今の状況では白紙ということでもあります。以上です。

議 長 堀田議員。

1 0 番 堀 田 はい。白紙ということで、新年度の予算を完全に遂行されまして、あるいは6次総合計画の基にますます今から町政がですね、山口町政の下で出来ていきますようお願いをしまして、私の一般質問を終わりたいと思えます。

( 1 2 : 0 7 )

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 2 : 0 7 )

(…休 憩…)

( 1 3 : 1 0 )

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、福田徹議員。

1 番 福 田 議席番号1番、福田徹です。マスクを外させていただきま

す。

私はこれまで図書館について何度も質問をしているわけですが、もう一度

この川棚町で第6次総合計画が策定されようとして、今後の10年間のまちづくりに取り組もうとしております。

そういった中、明日に議案として上程されます「第6次川棚町総合計画基本構想及び前期基本計画」のその中に、図書館建設について触れられておりません。そこで、再度質問を行います。

まちの総合計画に挙がっていないとの理由で、これまでの一般質問では、町としては図書館建設に取り組めないとの返答でありました。

今回策定される「第6次川棚町総合計画」でも取り組む方針が示されなければ、図書館を中心とした文化面でのまちづくりは期待できず、これからの川棚町の魅力が半減するものと思われれます。そこで、図書館建設の夢をつなげるため、下記の5点についてお尋ねいたします。

①図書館というものとまちづくりにおける図書館の役割について、どのように認識しておられるのか。町長と教育長にお聞きします。

②図書館建設は町の財政面で厳しいと理解はしますが、まちづくりや文化の拠点として図書館は必要だと考えます。町民の期待をつなぐためにも図書館建設の基金を創設し積み立てて、足りないところは寄附を求めてはどうでしょうか。

③ふるさと納税による寄附金の活用先として、具体的に「図書館建設」という事業名を挙げてはどうでしょうか。

④町が取り組みたい事業名と内容、目標金額、募集期間を設定し、寄附を募る「自治体クラウドファンディング」を活用できないでしょうか。

⑤教育関係の一般寄附金の中に「図書資料（本）」とした寄附先を設定できないでしょうか。以上、5点をお聞きします。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** 福田議員からのご質問は、町長と教育長となっておりますけど、私の方からまとめて答弁をさせていただきます。それでは、福田議員の質問にお答えします。

なお、質問にお答えする前に、今後の読書推進活動及び図書館に関して、私の考えを少し述べさせていただきます。

福田議員からは、これまでも一般質問において、ご質問をいただき私の考えをお答えしてきましたが、現段階におきましても、図書館の建設に向けた

検討を行うということについては考えておらず、現状の公民館図書室で、ソフト面を充実させて図書の振興に努めていくというのが私の考えであります。

これまで福田議員からは、ご指摘がありましたように、公民館図書室の抱える課題については、限られたスペースしかなく、手狭であることは認識しています。しかしながら所蔵図書の数、学習スペースなど、この図書室に応じた対応をしているところであり、また、学校図書館や県立図書館など他の公立図書館との連携を図っているところでもあります。

加えて、学校図書館の活性化については、図書司書支援員の細やかな工夫により魅力のある各学校の図書館の環境づくりや、蔵書の充実に努めており、これまで同様に引き続き図書環境の充実を進めていきたいと考えております。そこで、ただいま申し上げました私の考えを踏まえ、福田議員からいただきました5項目の質問に順にお答えします。

①の「図書館というものとまちづくりにおける役割についてどのように認識しているか」とのご質問ですが、本町の中央公民館や公会堂を含む総合文化センターと同様に、まちづくり、とりわけ学校教育や社会教育の生涯学習や文化面において、これらの振興を図る拠点となる大切な施設の一つであると考えます。

次に、②の「図書館建設の基金の創設」についてのご質問について、お答えいたします。図書館建設に係る基金の設置については、平成22年1月の臨時議会において、「川棚町庁舎及び川棚町立図書館建設基金条例の制定について」議案を提案しておりますが、総務厚生委員会での審査を経て、平成22年3月の定例議会において、採決の結果、否決となっております。総務厚生委員会からの審査意見について、図書館建設については、十分な議論の経過も少なく、民意が反映されていない現状での基金の積立ては時期尚早であり、住民の理解と財源の見通しがつくと判断される時点で基金条例を提案すべきとの意見が述べられています。

したがって、現状において図書館建設の計画や具体的考えがない中で、私から町長に対して図書館建設の基金の創設をお願いする考えはありません。

次に、③「ふるさと納税による寄附金の活用先として具体的に「図書館建

設」の事業名を挙げてはどうか」とのご質問ですが、この質問につきましても②の質問と同様に、現状において図書館建設の計画や具体的考えがない中で、私から町長に対して寄附金の活用先として「図書館建設」の事業名を挙げるようお願いする考えはありません。

次に、④の「自治体クラウドファンディング」につきましても、②や③のご質問と同様に、現状において図書館建設の計画や具体的考えがない中では活用する考えはありません。

次に、⑤「教育関係の寄附金の中に「図書資料（本）」とした寄附先を設定できないか」とのご質問にお答えします。町の一般会計歳入予算において、令和4年度予算では、17款に寄附金の歳入予算が設けられており、1項寄附金、1目から3目において、一般寄附金、社会福祉寄附金、教育費寄附金がそれぞれ設定されています。

そこで、寄附の申出をいただいた場合、この寄附金をどの科目の寄附金による取扱いとするかは、寄附の申出の際の使途の指定により判断しております。

したがって、図書の購入費用、奨学資金への活用など、教育に関する寄附金については、教育費寄附金として受納し、当該寄附額に相当する額を、指定に沿った歳出予算科目に計上して、寄附者の意向に沿って対応しているところであり、寄附先の設定は特に必要ないものと考えるところです。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福 田** 図書館というものについて、教育長と町長とは認識が一緒だから代表して答えられたというふうに理解していいのでしょうか。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** はい。私から代表して答えました。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福 田** 図書館法の中にやっぱり各自治体においてはやっぱり図書館は必要だというふうに捉えられておって、その中で各自治体がそういう施設を建設・整備して運営していくための補助項目があるかと思いますが、それを実行されていないということについて疑問があるわけですが、何かお考えがありますか。



**議 長** 教育長。

**教 育 長** はい、ただいまのご質問にお答えいたします。私が調べたところによると図書館がない市町、全国に約57パーセントの市町においては図書館がないという実態があります。そして文科省から出された社会の変化と図書館の現状という、社会の変化と図書館の現状について出された文書がありますけど、その1項目目の中にこのような文章があります。「現代のような財政難に厳しい時期には、地方公共団体には新しい施設の建設は困難であるから、既存の施設を今まで以上に活用した事業を展開して、住民の満足を得るべきである。」というようなことで文科省から出されております。ですから、図書館が図書館法が制定された状況と、この今の現状とでは、やっぱり時代が変わってきているんじゃないかなと思っております。ですから、図書館はもうあってしかるべきというんじゃないくて、図書館を生かしたまちづくりの一環としての活用ということは、今、武雄市や大村市見てもにぎわい、交流人口が増えてそういった図書館があったらいいなというのは私の本音であります。ですけど、町の今の苦しい財政、こういった状況を見ると、やっぱり図書館法では述べられてはいるものの、地方公共団体の財政難を考えると、果たして図書館が現実的なものなのか、そこは考えていかなくてはいけないものと、私自身は考えております。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福 田** 先ほど言われた文科省の分は期日はいつだったのでしょうか。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** これが古い期日ですね。これは明確な期日は述べられてないんですけど、町村合併が始まる前の年くらいだったと。ですから、結構図書館法が出されたあとだと思ふんですけど、はっきりした期日を書いてありません。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福 田** 約15年以上前かなと思うわけですが、図書館は今あるものを充実して使うように、既存の施設を使うようにというふうな方針が国の方で示されているということですが、じゃあそういう通達があつて、どのようなところが川棚町はそういうことに取り組みまして結果が出てるのでしょうか。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** はい。川棚町の既存の施設、中央公民館、そして公会堂とありますけど、取り分け学校図書館においては図書蔵の充実というのが読書推進委員会、町ですね、そういったものと連携しながら頑張ってきてきたところです。図書の充足率というのも議員の皆様方のおかげをもってですね、100パーセントを超えております。なかなか各市町において学校図書館の図書が100パーセントを超えるという自治体は少ないんですけど、川棚町においては充足率100パーセントを超えております。そしてまた、図書の貸出しについても10年前と比べて2倍3倍に増えている学校もありますので、そういったところでは川棚町の読書のそういった推進という点については、各種ボランティアの方々のご苦勞もあってですね、随分充実できているんじゃないかなと思っているところです。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福 田** 学校の図書室に関しては、確かに私も学校訪問するときには注意して見させていただいているんですけど、確かに利用とか、利用している子どもたちの姿を見るとよかったなとは思っております。ただ私が言いたいのは、あくまでも社会教育施設としての図書館を造るための努力をしてもらいたいということで質問しているわけですが、先ほど答弁の中で、全国の自治体の中で図書館がない自治体が58パーセントとかって言われたんですかね。パーセントでよろしかったですか。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** すいません。今、頭の中にある数字を言いましたので、ちょっと資料が見つかりませんので、あとでお知らせしたいと思います。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福 田** その57、8パーセントなのかというのが、ちょっと私信じられないんですが、長崎県なんかを見ますと合併前の市町からするとほとんどのところが図書館を整備されてたと思うんですが、今、長崎県で図書館がないのは川棚町だけかと思うんですが、そういう認識でいいんでしょうか。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** 長崎県においては図書館が置いてないのは川棚町と東彼杵町の2町となっております。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福 田** その定義の仕方によるんでしょうけど、東彼杵町は確か看板は図書館というふうになっとったかと思うんですが、合併前の駆け込みがあったのか、その頃までは何か国の方で図書館建設についての補助金があったというふうなことで結構整備されたというふうな以前の質問のときの答弁があったかと記憶してます。で、教育長は今は財政難であるから国の方から新たな施設を造ったりしないよというふうな通達みたいに聞こえたんですが、こういう図書館法とかで補助もできますよというふうになってるんですが、そこら辺は考えがないのに聞くのもちょっと、答弁は想像できるんですが、そういう投げかけとか、調査とか、そういう財政的な支援がないかとかというふうなのは調べられたんでしょうか。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** 以前は補助金もあったみたいなんですけど、図書館建設に関しての国からの具体的なですね、しっかりとした半額出しますというような、建設費の半分出しますよというような補助のある事業というのは見出せませんでした。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福 田** 図書館を造ってほしいと、財政的に厳しいと言われますが、どこら辺の金額を想定してそういう金額が出ないとかってということが検討されたんでしょうか。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** 建設費そのもの、例えば10億円としても、私はそのあとの図書館を町民に有効活用させるためのランニングコストというかですね、そういったところが難しいんじゃないかなと思っております。例えば、川棚町1万3,000人ぐらいの人口ですけど、日本図書館協会というのが、良好な図書館運営ができるための図書館の規定というのがあります。広さは650平方メートル、蔵書数ですね、3万5,000冊、そしてこれが一番大きなものになってくると思うんですけど、1年間で大体4,160冊図書を購入、替えていかなくちゃいけない。そしてまたなお、図書館としては本の貸し出す役割だけではなくていろんな歴史的な資料とか、いろんな調査に寄与するとかいうようなところがありますので、8人の図書館職員を置かなく

ちゃいけない。その中で4人専門的な職員を置かなくちゃいけないというような規定もあります。ですから、例え10億円で物が出来たとしても、そのあとそういった図書の購入、そしてまた職員の継続雇用、そういったものがもう莫大な金額になっていくんじゃないかなと思います。そしてまた図書館法では入館料、貸出料と一切そういった料金を取ってはならないという定めもありますので、図書館とはもう本当にサービス、図書の町民サービス、住民サービスということになってきますので、その住民サービスを未来永劫川棚町がそれを提供できるかということも考えていかななくちゃいけないと私は思っております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 福田議員。

**1 番 福 田** 私は10億なんかというふうなことは想定もしていなかったんですが、そういう金額を思い浮かべられるからなかなか先に進まないんじゃないかなと。日本図書館協会は理想的なデータをもちろん掲げてあるわけですが、そういうものを近隣の自治体もですよ、図書館がそういうものを満たしてやっておられるというふうに理解されてるんですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** 各市町においてはそれを目指して運営されていると私自身は思っております。頑張っていると思っております。ただ、図書館協会が挙げたような基準に達していない自治体も数多くあると思います。そしてまた私たちが調べたところでは、長与町の図書館が建物がもう50年以上経っているということで、今、建設の計画を立てているところです。ただこれが平成27年に計画が立ってから、もう本当でしたら6年後に開館予定でしたけど、それがまた更に6年延びております。向こうの教育長に私聞きましたけど、やっぱり予算の確保が難しいと。そして今は図書館単独でのやっぱり建設は難しいだろうということで、長与町の方では健康センターとの複合施設、一緒に総合施設として考えているようです。そしてまたなお、うちの中央公民館も今40年以上経っています。あと10年後にはもう建て替えというか、未来、その後どうするかということ考えていかななくちゃいけないと。図書館を建てるとするよりも、今後のうちの中央公民館の中の図書室をちょっと新しく今後計画立てるときに図書室を更に拡大して充実したものにしていくというのが現実的かなと思っております。図書館単独で建てるとい

うのは理想かもしれませんが、先ほど言いましたように、運営面でかなり無理があると思います。そしてまたなお、うちの図書室の考えでも、ちょっと財政考えたらもう現実的でない。そしてまたなお、ほかの学校施設も老朽化して、長寿命化ということで建設費これからどうして維持管理していこうかというところなんです。ですから、現実的に考えて図書館というのはあるに越したことはないと思うんですけども、それが理想的だと、福田議員が言うようにですね、思いますけど、やっぱり現実問題としては目の前の中央図書館の老朽、学校の老朽化、そういったものをどうこれから維持管理していくかというのが川棚町における課題になってくるんじゃないかなと思っております。ですから、更に新しい施設を造るといふところは私としてはもう無理があるんじゃないかなと考えているところです。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 福田議員。

**1 番 福 田** 先ほど長与町では複合施設としての整備が計画されているということですが、今、最近の図書館はほとんどがそういうふうな複合施設として、子育て支援センターですか、そういったものとか、健康センターとか、いろんなところと併設された、少しでも建設コストを下げる努力もあつてのことだと思ふんですが、そういう複合施設というのは要するに人がたくさん集まる、そういうふうな施設として、その相乗効果で図書館の利用も増えるんだろうと思いますが、そういうふうな複合施設というよりも図書館が持つ人を集める力、そういったのは佐々町の図書館を造られるときも、街中に造られたときも、そういうふうな意図があつて中央の街の中に造られたんだというお話を佐々町の方から聞いたんですが、町長先ほどからの一般質問の中でも、移住・定住を推進する中で、まちづくりの中で図書館の役割もあつたんですが、軽く触れられたくらいだったんですが、図書館が持つそういうふうな住民満足度を上げる、まちの魅力を上げるという分についてはどういうふうにお考えでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えいたします。まずこの図書館問題につきましては、教育長と町長に質問をいただいておりますが、教育長と私の考えがほぼ一緒でございますので、総じて教育長に答弁をさせております。そういった中で、改めてその必要性についてただいま質問があつたわけですが、やっ

ぱり都市施設として、文化施設として、必要な施設ではないかというふうに考えております。そういった中で、事前に通告をいただいておりますが、その中で通告文の3行目で少し誤解がありますので、私の方から答弁をさせていただきます。「これまで議員として一般質問で図書館建設を訴えてきたが、総合計画に挙がっていないとの理由で取り組めないとの答弁であった」というような通告をされておりますが、これについてはそういうことではありませんで、もし図書館建設に取り組むとしたならば、やっぱり総合計画、基本計画にまず挙げて、そして財源の確保などを図って実現を目指すということが筋ではないかという答弁をいたしておりまして、ここに書いてあることは全く逆のようなことで、総合計画に挙がっていないから建設はできないというふうに書いてあります。全くそういうことではありません。

したがって、図書館建設につきましては、多額の一般財源を要しますので、やっぱり財源の確保等々考えながら慎重に議論を進めるべきでありまして、そのためには長期計画に載せて取り組んでいくというのが基本的な姿勢ではないかということを思っているところであります。以上でございます。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福田** これまでの、平成28年12月の一般質問でのやり取りのことなんですが、通告文の表現では総合計画に挙がっていないとの理由、つまりですね、読み上げますよ、町長の答弁。前段としては教育長も図書館を造ってほしいんだというふうな気持ちはあるけれど、読み上げると「川棚町の現状として図書館建設については総合計画に記載をされておられません。したがって、まず記載されていないものについてああでもない、こうでもないというご質問をされること自体が教育長の答弁しにくいところだということで、箱物というよりも、都市施設として考えたときに図書館はやっぱりあった方がいいと思います」と町長はそう言われておりますが、「しかし、川棚町の現在の財政状況を考えたとき、そして今の公民館図書室の利用状況を考えたときに、必ずしも大きく書いております庁舎建設等々よりも先に図書館を建設するということはいかがなものかこのように考えております」ということで、結局は計画に挙がっていないということではないかということで先ほどのを書いたわけです。で、庁舎建設が終わろうとして、これからま

た起債が始まって、先ほどの町長の答弁の中でも、観光協会の償還分等で苦しかったということですが、先ほど教育長も言われたように、これからずっと更新があるわけですよ、公共施設。もう全く新しいことができないというふうなことであれば、なかなか総合計画にある輝く町の未来は見いだせないんじゃないかと思うんですが、そういったところでやっぱり希望を持たせるためにも、図書館もいつかはできる。まあ先ほどちょっとした光ですが、総合センターの改修時には検討も少しはされるのかなと思います。その総合計画に挙げてないものをどうやって10年後とかに持ってこられるのかなと。やっぱり調査はその前にかかるんだろうと思うんですよ。だからそういうふうな面で図書館というものをもう一度総合計画の中に入れることはできないでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。今、平成28年の一般質問の答弁についてご紹介をいただいたわけでありますが、確かに今言われたように、その当時は川棚町総合計画、第5次の総合計画の後期基本計画期間中ではなかったかと思いますが、行政が取り組む事業、特に大型事業についてはやっぱり総合計画、基本計画に載せて、そして取り組んできたというのが筋論だということでもあります。したがって、その当時は基本計画に挙がっていないので取り組むことはできない、こういう答弁をいたしました。そこでやっぱり取り組むためには総合計画、前期基本計画に挙げるべきだと、そういった議論をしてもらえばいいんじゃないかと思いますが、図書館の必要性等々については、今議論がありまして教育長が答弁をしたとおりであります。その内容については私も考え方は同じでございます。そういった中で、これまでの平成22年の基金条例の提案が議会で否決されたこと、それからその後10年が経過し、庁舎建設が完成し、基金残高がかなり減少してきていること、それから図書館建設には先ほど教育長が10億というような話もしましたが、まあ多額の一般財源の確保が必要でございます。そういったことを考えますと、今度の計画期間は10年であります。そういった中で図書館を建設するという目標が財源的にも立てづらいということで今回も載せていない状況であります。以上、ご理解をいただきたいと思っております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 福田議員。

**1 番 福 田** 今回載せられなかったのはもう残念ですが、10年後ぐらいには造る造らないは別として、総合会館、文化センターが建替えの検討に入ってくるというふうなことで、そのときには入るんだろうと、入るといいですか、何らかの図書環境について、図書室なり何なりの環境について検討がされるんでしょうが、この10年後、あと14、5年ですか、川棚町制100周年がありますよね。是非100周年のときには何かめどが立ってて、まあ出来てれば理想なんですけど、そういうふうなことに、10年後の第7次ができるようであれば、その第7次に含まれるような研究を教育長は率先してその調査を10年後の総合計画の折にはやっていただきたいと思うんですがどんなでしょうか。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** はい。私自身としては先ほど言いましたけど、中央公民館もですし、学校施設、かなり老朽化しております。これから町全体としてそういった施設関係の維持管理をどうしていくかというところで、そういった委員会もできると思いますので、その中で充実した施設ができるようなことは、私の方からお話しできたらですね、していきたいとは考えております。

それから先ほど公立図書館の設置率について回答があやふやでしたけど、今資料が見つかりましたので。日本図書館協会調査で、令和元年度の調査です。設置率で市区は98.9パーセント、町村においては57.5パーセントですね。平成30年が57パーセントで令和元年が57.5パーセントというところで数値が出ております。以上です。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福 田** 先ほど複合施設という話も出ましたが、複合施設にはいろんな図書館との組み合わせがあるわけですが、その中には公立学校との併設というのがあって、その中においては学校と共有部分又は一般利用、公民館機能としての活用とか、また中には、川棚には当てはまらないというか、役場庁舎そのものだったり支所だったり、民間施設のすみ分けをした複合施設とかもありますので、いろんな面から検討して是非次の機会には計画に挙げていただけるように調査をしていただきたいんですが、いろんな調査は教育委員会としてもやっていってもらえますか。

**議 長** 教育長。



教 育 長 現段階で図書館建設の予定計画がありませんので、調査する  
とは回答しかねるといことが私の回答になります。

1 番 福 田 終わります。

( 1 3 : 5 3 )

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 3 : 5 3 )

(…休 憩…)

( 1 4 : 1 0 )

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、高以良壽人議員。

9 番 高 以 良 議席番号9番、高以良です。私は、私が過去に行った一般質  
問の結果をもとに、次の2つのことについて質問をいたします。

まず、1問目の「町の花オニユリの植栽の推進について」ということで質  
問します。

平成30年12月の定例会で、町の花オニユリの植栽の推進について質問  
し、その中でオニユリが川棚町の花であることを町の内外にPRすることを  
提案しました。その際、町長は「オニユリが本町の花であることを町外にP  
Rするには、町内のオニユリが非常に少ないので、まず町内にPRして、オ  
ニユリを増やしていくような努力を先にしたい」という趣旨の答弁もされま  
した。その後、私が把握できているものとしては、広報誌への掲載のほか、  
封筒へのイラストの印刷、ピンバッジの作製などに取り組まれています、  
町内のオニユリの状況にはあまり変化はないように感じています。

そこで、町の花としてのオニユリを少しでも増やしたいとの思いから、前  
回の一般質問の結果を踏まえ、以下のことについて尋ねます。

1点目、前回の一般質問以降、町内のオニユリを増やすためにどのような  
ことに取り組んできたか、また今後新たに何か取り組む予定があるのか尋ね  
ます。

2点目、町民の皆さんにオニユリへの関心を更に高めてもらうため、新庁  
舎の周辺にオニユリを植栽する考えはないか尋ねます。

3点目、町長は、オニユリの植栽の推進について、「球根が高いとか、イ  
ノシシの被害があって管理が難しいとか、いろいろな問題があるが、平成3

1年度に町制施行85周年の記念事業として取り組みたい」と答弁されましたが、記念事業としてどのように取り組んできたか尋ねます。

4点目、町制施行90周年となる令和6年度に、記念事業の一つとして、町内各所にオニユリの植栽を進める考えはないか、また、その実現に向けて今から準備を始める考えはないか尋ねます。

次に2問目、「JR新谷ガード付近の交通安全対策について」ということで質問します。

これは、平成27年9月定例会で「JR新谷ガードの改良及び交通安全対策について」ということで質問したのですが、その中で、このガード付近の当面の交通安全対策として、運転者に注意を呼びかけるための標識又はセンサー式の電光掲示板の設置を提案しました。

町長からは、一旦は「現在設置しているカーブミラー等が効果を発揮しているので、現状では提言に沿うことはできない」との答弁があったものの、再質問に対しては「JRや警察等と協議しながら検討してみたい」との答弁がありました。また、このガード付近の状況について「危険箇所としては十分認識しており、何とかしたいという気持ちだけは持っている」との答弁もありました。

そこで、次の2点について尋ねます。

①その後、JRや警察等との協議や、町内部での検討はしたのか。

②このガード付近の交通安全対策として、今後何らかの対策を行う考えはあるのか。以上、お尋ねします。

**議 長** 町長。

**町 長** 高以良議員のご質問にお答えいたします。

まず、「町の花オニユリの植栽の推進について」のご質問にお答えします。

1点目の「前回の一般質問以降、町内のオニユリを増やすための取組」につきましては、まずはオニユリが町の花であることを町民に理解していただくこと、そして町内に増やしていくためにはオニユリの育て方の周知が必要であると考え、令和元年7月号の広報かわたなにおいて、町の花に指定された経緯や育て方を紹介しており、令和2年8月号の広報かわたなにおいても、オニユリ関連の記事を掲載したところであります。

さらに、町の封筒にオニユリのイラストを印刷し、オニユリが町の花であることの周知を図ってきております。

また、町内のオニユリの自生状況を調査し、新谷、中山、五反田、猪乗にまだ自生していることを確認するとともに、これは職員が確認しております。ムカゴからオニユリの苗を育てることを実践するため、ムカゴの採取を行い、現在も栽培を継続しているところではありますが、ムカゴから芽が出るものの、そこから成長させることがなかなか難しく育たないといった状況であります。

以上がこれまでの取組でありまして、オニユリの広報活動や実践事業は引き続き行いたいと考えておりますが、新たな取組については思案している状況であります。今のところ考えておりません。議員の方で何か効果的な方策をお持ちであれば、是非ご提言をいただきたいと存じます。

次に2点目の「新庁舎周辺へのオニユリの植栽」につきましては、町のモッコクを移植しましたが、オニユリの植栽については予定をしておりませんでした。しかし、花壇に植栽するくらいの少量の株や球根であれば調達も可能と考えられますので、植栽を検討してみたいと考えております。

3点目につきましては、前回の一般質問において町制施行85周年記念事業で植栽に取り組みたいとの前向きな回答をいたしておりました。

そこで担当部署に検討をさせたわけではありますが、オニユリの球根の取引が少なく、ガーデニングで植栽するような大量の球根の調達が難しいこと、花の球根としては単価が高いことから、オニユリをムカゴから苗に育成し植栽することができないか、実証を進めてきたわけではありますが、先ほど言いましたように、これもなかなか難しく、成功には至りませんでした。そこで、町制施行85周年記念事業として取り組むことは断念し、オニユリのピンバッジ作成のみを行ったところでもあります。

次に4点目につきましては、議員からの質問を受け、改めて町内の種子販売店にオニユリの球根が調達できないか担当職員に確認をさせたところ、取り扱いはないとのことでありまして、ガーデニングのために多量の球根を調達することが、非常に厳しいと感じております。

そこで、町制施行90周年記念事業を企画するにあたり、事業検討会を立ち上げることとなりますが、そこで90周年記念事業にふさわしいオニユリ

を活用した事業が取り組めないか検討させたいと、今はこのように考えております。以上、答弁といたします。

次に、「JR新谷ガード付近の交通安全対策について」のご質問にお答えします。

この件につきましては、平成27年9月議会でご質問をいただいたところではありますが、今でも交通安全対策上、大きな課題と認識をいたしております。

①の「JRや警察等との協議や、町内部での検討はしたのか」とのことですが、前回の一般質問の中では、センサー式の電光掲示板について、初めて具体的な提案がなされたところでありましたので、「検討をしてみたい」と答弁をしていたところでもあります。

その後、調査を進めたところ、以前、国道に設置されておりましたセンサー式電光掲示板については、既に撤去されておりましたので、撤去された状況等を国土交通省長崎河川国道事務所に尋ねております。

撤去された理由といたしましては、センサー式の電光掲示板は故障も多く部品等もないため撤去を行っているということでありました。また、効果もあまり認められないため、現在は管内には設置されているところはないということでありました。

センサー式の電光掲示板を設置することにより、対向車が来ていないときはスピードを出してしまうことにもなりかねず、歩行者を危険にさらす可能性もあると思われます。

したがって、提案されていますセンサー式の電光掲示板を設置することは考えておりません。

②の「このガード付近の交通安全対策として、今後何らかの対策を行う考えはあるか」についてではありますが、前回の一般質問のあと、地元から通学路となっており何らかの対策をお願いしたいとの要望がありましたので、警察と協議を行い、平成28年度にグリーンラインを整備をいたしております。また、今年度、道路管理者、警察、学校、PTAが参加し、教育委員会が実施をいたしました川棚町通学路安全推進会議では、このガード付近の対策として、今後、学校指導及び見守り強化を行うことが決定されており、その状況を見守っていきたいと考えております。以上、答弁といたします。

**議** 長 高以良議員。

**9 番高以良** まずオニユリの件ですけれども、これまで実施されてきたことについては言われたとおりで、私も調べた範囲ではそういうことでしたので理解をしております。あとですね、今自生しているところの調査とか、ムカゴを採取して栽培をしたけれどもなかなか難しくて育たない状況だということでしたが、私も実は前回一般質問をしてからですね、質問した以上自分もやっぱり実践をしてみる必要があるのかなというふうに考えて、あちこち探してムカゴを手に入れて、今ポットにですけど育苗をしているところです。そんなに私がしているのはですね、発芽も100パーセントということではありませんけれども、特に夏場の水やりを欠かさないようにしてさえおけば、何とか根が付く。1年で大きくは伸びませんが、1年目はちょっと根が土の中に入り込んだかなというくらいの感じです。今2年目になるのが少しありますけれども、今少し芽が増えてきているような状況ですね。肥料もそんなに多くやる必要はないような、インターネットとかで調べてもですね、そういう解説もありますし、そんなに難しいことではないんじゃないかなというふうに思っておりますが、現状はムカゴを栽培されたのはもう現在ないのかどうか、そこら辺状況がわかればお尋ねしたいと思っております。

**議** 長 町長。

**町** 長 はい。先ほども言いましたように、担当職員でそういった実証をしております、現在も進行中であります。担当の方から状況について報告をさせます。

**議** 長 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。ムカゴからの苗を作るという取組につきましては、前回高以良議員からご質問を受けたあと、すぐ取り組もうということで、オニユリの自生状況等含めてですね、採取を行ったという状況でございまして、それから丸今2年ほど、2年ちょっとですかね、続けてるんですが、今現在役場の第二別館の裏側でポットと言うんですかね。長方形の長いポットの中に一度芽が出たムカゴを植えて育成の方を図っているんですが、やはり芽は出るんですけどもそれをポットに移し替えた時点、そこからの成長がなかなか難しいというふうな状況でございまして、なかなかそこから成長ができていないというふうな状況でございまして、先ほど高以良議員の方ではうまく

そこができているということのお話がありましたので、是非そこら辺をですね、我々も勉強させていただければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高以良** 私もですね、そっちの方に詳しく知っているということじゃないので、インターネットとかでいろいろこう調べてみたりしてるんですが、前回一般質問したあとですね、興味を持って読んでいただいた方もおられて、そしたらいろいろ話をしていたら、オニユリに限らずほかの花もそうなんですけど、オニユリについてかなり詳しく知っておられる方が町内にもおられます。もし町がやる気でおるのなら、そういった方に助言とかを求めていくこともいいのじゃないかなというふうに思いますが、そういうことをする考えはありませんか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。私も以前、日蘭交流400周年記念事業でガーデニングコンテストに取り組んで、その中に是非町の花オニユリの植栽を加えて実施をしたわけであります。そういったことで、是非このオニユリを増やしたいというのは強い思いを持っておりますので、本当に何かいい方法があれば勉強して取り組んでいきたいと思っておりますので、ご指導いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高以良** 私が知っている人をもしよければ後日あとで紹介もしたいと思っておりますので、よかったら話を聞いてもらえればというふうに思います。

それからですね、新たな取組について現在思案しているというようなことだったと思いますが、オニユリを町の花として是非増やしたいと思っているということをですよ、いろんな団体との会合などにも、町長とか担当課長も出席されると思いますが、そういった機会を見つけてですね、本来の会議の中では話ができないでしょうけど、会議が終わったあとにでも、実はこういうことで町としてオニユリを増やしたいと考えているというようなことを話をされる状況であれば話をし、企業とかいろんな団体とかの協力を得ることも考えてもいいんじゃないかなというふうに思いますが。

それから、前回の質問のときには総代会の席でもそういうことを考えてい

ると言ったということでしたが、総代会の席などでも直接言葉で町長の気持ちを伝えていけば、それなりの町長の強い熱い気持ちが町民の方にも伝わっていくんじゃないかなというふうに思いますが、そういったことは考えられないでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。前回もそういった答弁をいたしまして、早速総代会議にも話をいたしました。そうしたらある日、朝から役場の玄関前にオニユリが植栽されたフラワーポットが置いてあったり、あるいは木場の人でしたかね、ムカゴを持ってきていただいたりした経過はございます。そういったことで、町民の皆さん方もいくらか関心をお持ちでございます。幸いにして4月には新たな総代さんを集めた総代会議を予定しておりますので、その節にまたお願いをしたいと、このように思います。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** オニユリを増やすことについてはですね、町の担当課だけで取り組むとかということじゃなくて、やはり町民の皆さんの協力も必要だというふうに思っていますので、いろんな機会を見つけてそういうことを訴えていただければというふうに思います。

それから、2点目の新庁舎周辺へのオニユリの植栽の件ですが、オニユリについても検討をしてみたいということがあったと思いますが、場所についてもモッコクを植えるほどの広い面積じゃなくてもいいので、例えば少し大きめのプランターを並べたりしてでも栽培できるのじゃないかなというふうに思いますが、どれくらいのことをしようと考えておられるのか、もし具体案でもあればお答えをお尋ねしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 高以良議員のご質問にお答えいたします。新庁舎への植栽につきましても、現在新庁舎建設室長と協議をしているわけなんです、一応植栽をできるような箇所はあるだろうというふうなところは協議しているところですが、具体的な場所等については、まだ詳細には協議しておりませんので、今後、今言われた高以良議員の質問については、検討させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高以良** 新年度、令和4年度の事業として、そういうことに取り組んでいただく、取り組まれるということで理解をしいいんでしょうか。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。球根等の調達ができるようであればですね、なるべく早く、植える時期とかもしあればちょっと問題かもしれませんが、できるだけ早くですね、そういうふうな植栽ができればいいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

**議 長** 高以良議員。

**9 番 高以良** 3点目にも関連しますが、球根が手に入らないとか、単価が高いとかということで、85周年記念事業としてはピンバッジの作製に取り組んだということでした。今までも話をしてきたことですが、最初から球根ということではなくてもですね、ムカゴからでも少し時間はかかりますけれども、ムカゴからでもできるので、そういうことにも取り組んで、ムカゴからでも取り組んでいくのかどうか、そこもお尋ねしたいと思います。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。今のご質問なんですけど、90周年記念事業ということでのお尋ねでしょうか。

**議 長** 高以良議員。

**9 番 高以良** すいません。ちょっと質問がバラバラになってしまいましたが、90周年事業分のことも含めて、今後、オニユリを増やしていくための取組。すいません庁舎の周辺への植栽ですね。庁舎の周辺への植栽については、球根が入らないとか、手に入ればということだったと思いますが、球根がもし手に入ればそれをお願いしたいと思いますが、球根が手に入らないでもムカゴからでも取り組むということで理解をしいいんでしょうか。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。高以良議員がおっしゃるようにムカゴからということも考えられますし、もしその株等が分けてもらえるのであればそういうものでもいいのかなというふうに考えているところでございます。植栽する時期等もありますので、そういう時期を考えながらなるべく早く実施できればと考えているところでございます。以上でございます。

**議 長** 高以良議員。



**9 番 高以良** 4点目のことでお尋ねします。90周年記念事業として町内の各所にオニユリを増やせないかということですが、そういう質問ですが、答弁としては担当課に検討させたいと考えているということだったというふうに思います。まだ今後検討ということだと思いますが、今の時点でどの程度のことを想定をして、90周年事業として取り組もうと考えておられるか、もし聞かせていただければお願いしたいと思います。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。90周年事業につきましては、町長からも答弁がありましたとおり、事業検討会というのを別に立ち上げたいというふうに考えております。その中でですが、オニユリのことについても検討できればというふうなことを考えているところでございます。ちなみに80周年記念事業におきましては、前年の7月からこの検討会において協議を始めまして、その後80周年記念事業に入ったというような流れでございまして、90周年事業につきましても同様の流れで進めていければと考えているところでございます。以上でございます。

**議 長** 高以良議員。

**9 番 高以良** 球根とか株分けで増やせることができるなら、時間はムカゴの場合よりも短期間で済むと思いますが、もしそういうことが難しくムカゴから増やすしかないというような状況になったときにはですね、やはりムカゴをまいてから花が咲くまでは早くても3年くらいかかるのかなというふうに思いますが、ムカゴからする場合は今から準備をしておかないと、90周年事業には間に合わないということになりますので、そこら辺の準備についてはもうすぐにでも手を着ける考えがあるのかどうかお尋ねしたいと思います。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 先ほど町長の答弁からもありましたとおり、ムカゴからの苗の育成につきましては、現在も継続して行っているということでございまして、それにつきましては引き続きやっていくことを考えておりますので、先ほど高以良議員の方ではうまく育成ができているということがございましたので、そこら辺のノウハウ等を勉強しながらですね、現在進めておりますこの実証事業の方を更に拡大していったら90周年には間に合うように進めてい

ければと今考えているところでございます。以上でございます。

**議** 長 高以良議員。

**9 番高以良** 確認ですが、90周年事業として利用する予定のオニユリというのは、今、担当課の方で取り組んでおられるそれを利用する考えということですかね。新たにそれ以上のものを、もっと数を増やして町内各所に植栽できるように、そういうことまで考えておられるのかお尋ねします。

**議** 長 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。先ほどの町長の答弁の中では、検討会を立ち上げることでありますので、そこで90周年記念事業にふさわしいオニユリを活用した事業に取り組めないかというふうな答弁をされておりました。で、一応担当課の方としましては、現在ムカゴから苗にすることが非常に難しい状況というふうなことで、90周年に間に合うのかという、苗を育てることができるのかということもありましたので、町長の答弁の中ではですね、ガーデニングの事業のほかに何かオニユリを活用した事業に取り組めないかということで答弁されたわけなんですけれども、ムカゴから苗が作れるのであれば、90周年記念事業の中でもですね、ガーデニングに対応していてもいいのではないかと今思っているところでございます。以上でございます。

**議** 長 高以良議員。

**9 番高以良** ムカゴからというのはそう難しくはないんじゃないかなと。ただその時期的なものがあるのかどうか私もよくわかりませんが、そんなに難しいことではないんじゃないかなと思いますので、球根が手に入らない場合のことも想定しながら早めに、できるなら今年の秋かな、夏かなに採れるムカゴの確保とかについても取り組んでいただければというふうに思います。

次に2問目ですけれども、JR新谷ガード付近の交通安全対策の件ですが、センサー式の電光掲示板については、県内に設置されておったけれどももう撤去されて現在は県内に例がないと、効果もあまりないのでセンサー式の掲示板の設置は考えていないということでしたが、これは私も技術的に可能なのかどうか、いろいろ調べたということじゃないんですが、県内で事例があったのを見て、これはいいなというふうに思って提案をしたということですが、故障も多かったりするということでしたけど、どの程度持っているも

のか、もしわかっておられれば、もし可能ならガードの本体に手を着けるよりも事業費としてはかなり少なくて済むというふうに思いますので、故障とかがあっていうふうなこともちょっと維持管理に少し金にかかるかもしれませんが、現場の状況、交通安全対策とかを考えたときにはやはり電光掲示板については是非お願いしたいなというふうに思いますが、そこら辺は全然もう見込みはないということでしょうか。

**議**            **長** 建設課長。

**建設課長** はい、お答えいたします。まずセンサー式の電光掲示板の故障の頻度とかまではちょっと把握はしておりません。で、まず維持管理費用が毎年ずっとかかっていくということはもちろん財政上ありますが、私が一番懸念している部分は、やはり車が来ていないときにというふうにセンサーで思ったときに、やはり気持ち的にスピードを出してしまう可能性がある、反対から来ていないということになるとですね。しかし、人は歩いたり、自転車が歩いたりしますので、ガード下でスピードが上がるような対策というのは重大事故にもつながる恐れがありますので、そういった対策については、ちょっとあまり実施したくないというふうに考えております。

**議**            **長** 高以良議員。

**9番高以良** 私が頭の中で想定していたのは、車だけに反応するということじゃなくて、歩行者も検知してそこに歩行者がいますというような表示の掲示板ができれば、かなり安全性も確保できるのかなというふうに思いますが、そこら辺については考えてはおられないでしょうか。

**議**            **長** 建設課長。

**建設課長** はい。そこについては検討しておりませんが、人にも車にも、あるいは人はどちらに向かっても右左両方とも歩いたりしますので、それを全て検知をして反対から来ているというのをセンサーでするのは難しいんじゃないかと。逆に対向車じゃなく先の車、自分の前の車が行っている分にも反応してしまうのではないかと。そういった人とかも検知するようになるにはですね。そういったことでその部分については、検討をいたしております。

**議**            **長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** そこに車なり人がおるときにはとにかく注意が必要だということ  
ことを車の運転手に認識してもらうために、ちょこちょこセンサーが反応し  
て表示が出るようなことであっても、それはそれでいいんじゃないかなとい  
うふうに思いますが、そこら辺が問題だということでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建 設 課 長** 今のようにですね、いつでもセンサーが反応するということ  
になると、運転手の方もですね、ちょっとそこがセンサーをきちんと信じら  
れるようになるかどうか。そういったことも考えられますし、やはりセン  
サーによってスピードを落とすということではなく、あのガード下を通ると  
きはスピードを落とすという対策が本来必要ではないかというふうに考えて  
おります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** それでいいと思います。ガード下に入るときにスピードを落  
として内回りをしたりしなければそれでいいと思うんですが、そのためには  
何かどういう方法があるか、そういうことの検討はしていただいてないん  
でしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建 設 課 長** はい。いろいろスピードを落とすための対策として、わざと  
逆に狭くする、1台しか通れなくする。ラバーコーンとか、そういったもの  
を立てて歩行者側を確保して車を1台だけしか通さなくするとか、あるいは  
もう完全に一方通行にするとか、あるいは交互通行で信号で片方止めるとか  
ありますけれども、そういったことに対してはやはり地元からの同意がかな  
り必要になってくると思いますし、先ほど言いました狭窄、道幅を狭くする  
というのが今頃通学路でですね、こういったことをするというのが出てきて  
おりますが、なかなかP T Aとかそこら辺では賛成はされるんですけども  
地元が賛成されないとか、あるいは段差を付けるということですね。段差を  
付けてわざとスピードを落とす、物理的に落としてもらうとか、そういった  
こともあります。あそこについてはさらに横断歩道もその国道から入った  
先に、ガード下の先にはありますので、そういった部分とも併せて考えてい  
かなければなりませんので、スピードを落とすためには、路面表示を何らか  
するとか、看板での注意喚起、そういったことで皆さんにご協力をしてもら

うしかないというふうに考えております。

**議 長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** 今言われたようなことをですよ、これなら地元も同意できるんじゃないかというようなものがあれば、そこら辺を再度検討してもらって、地元への提案ということなどは考えられないでしょうか。

**議 長** 建設課長。

**建 設 課 長** はい。町長が答弁した中で、今年度川棚町通学路安全推進会議というのを実施しまして、現場等も回っております。その中で、やはり歩行者の安全を守るためには、対策としては学校の指導とか見守り強化を行うということを検討されております。それから前回の質問のあとに、先ほど答えましたようにグリーンラインを引いております。このグリーンラインについても、いろいろなところで引かれてその効果等も検証されて、やはりあれを引くことによって人と車の距離はその引く前よりも広がったということを知っておりますので、ほかに何か対策といたしたら先ほどの狭窄ですけども、ここについてはもし地元もそこら辺を行ってもいいという考えがあるようでしたら協議等も地元と、あるいは警察等ともですね、協議はしてみたいと思っております。

**議 長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** 答弁の中には触れられませんでしたけども、確か令和2年度だったかなというふうに思いますが、国道の方から見て、そのガードの手前ですね、10メートルくらいのセンターラインを引いてもらいました。そのあとはカーブを内回りしてくる車も大分少なくなってよかったなというふうに思っているんですが、それでもやっぱり内回りしてくる車もあるんですよね。現場をご存知の方は頭の中で判断していただけたと思いますが、国道から入って新谷公民館の方に右折しようとするときに、やはり対向車が急いでおられるのかどうかわかりませんがスピードを出してラインを越えてくる車もあつたりしますので、やはりそういうときにびっくりします。私もそういう経験もあります。で、通学路にもなっているし、最近は高齢化社会に伴ってセニアカーを利用される方も見られるようになっていきますので、事故があつてからでは遅いと思っておりますので、何かこの考えられるものがあればですよ、やはり町の方でも再度検討していただいて、提案をお願いしたいという

ふうに思います。そこら辺を要望をしながら、私の質問を終わりたいと思います。

( 1 4 : 5 5 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 4 : 5 5 )

(…休 憩…)

( 1 5 : 1 0 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、小田成実議員。

**7 番 小 田** 議席番号7番、小田成実です。通告に従い、2問質問いたします。

まず、自治会未加入世帯への対応について質問をいたします。

各地区は自治会組織を結成しており、自治会長へは町からの配布物や行事などの伝達及び協力などが求められていますが、町の自治会未加入世帯への対応は不十分と思われま。全世帯が自治会へ加入し地域活動を行うのが理想だと思いますが、どのような方法で自治会未加入世帯への対応を行っているのか疑問な点があります。町在住の全世帯が自治会に加入することにより、町民が一体となって川棚町で安全に安心して暮らせることができることにつながると考えての質問であります。次の点を尋ねます。

①自治会加入促進助成事業で「自治会加入のお願い」というはがきを配布していますが、その配布枚数と自治会加入件数はどのようなになっているのかお尋ねします。

②自治会未加入世帯に対する町の広報誌などの配布状況はどうなっているのかお尋ねします。

③自治会未加入世帯が町民として不利益を生じていないかお尋ねします。

④地域担当職員制度を活用し、自治会加入促進をできないかお尋ねします。

⑤町が考えている、よく呼び名がですね、「総代」と「自治会長」というふうなことで呼ばれますが、その役割というのをどのように捉えているのかお尋ねします。

次に、公用車の管理及び運行状況について質問します。

公用車を車検切れで運行し、問題となった自治体がありました。本町で

は、安全運転や事故防止の観点から、ドライブレコーダーの設置が進められました。職種によって公用車の使用頻度は異なると思いますが、安全運転や事故防止などにつなげ、日常的に職務で公用車を運転する職員が安心して運転し職務を遂行できること、また整備不良などの原因で事故を起こさないことを願い質問するものであり、次の点を尋ねます。

①公用車の保有台数と運行管理状況は。

②車検や定期点検の整備台帳とその整備記録の管理状況はどうなっているのか。

③車検や定期点検業者及び燃料給油先の決定はどうなっているのか。

④運転前の始業点検の実施状況は。

⑤事故防止のための安全運転講習会などを行っているのか。以上、壇上からの質問といたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員のご質問にお答えします。

まず「自治会未加入世帯への対応について」のご質問についてですが、①の「自治会加入のお願い」のはがきの配布枚数につきましては、令和3年4月から令和4年2月までの間、207枚となっております。

「自治会加入件数」につきましては、自治会からの報告は求めておりませんので把握はしておりませんが、この自治会加入促進助成事業により、令和3年度において、今年1月までの間に、しおさいの湯入浴券に引き換えられた件数は38件となっております。

②について、自治会未加入世帯に対する広報紙等の配布につきましては、地域によっては未加入世帯にも配布をしている地域もあり、アパートなどの管理者にまとめて渡しているところもあるようです。そうした未加入世帯に広報誌等が配布されている件数は把握しておりませんが、これは極めて例外的であろうと思われ、自治会未加入世帯には広報紙等の配布はなされていないのが現状ではないかと、このように思われます。

③のご質問「自治会未加入世帯が町民として不利益を生じていないか」ということにつきましては、②のご質問で申し上げましたような、広報紙などの配布がなされていないことにより、町が発信する情報が届かないといった不利益があるものと考えております。

④の「地域担当職員制度を活用し、自治会加入促進をできないか」につきましては、まず、自治会への加入促進につきましては、町としても可能な限り地域住民の皆様には自治会加入をお願いしたいとこのように考えており、そのことから令和2年度から自治会加入促進助成事業を制度として設けたところであります。しかし、直接的な勧誘につきましては、基本的に自治会活動として自治会主体で行っていただくべきものとこのように考えております。また、本町の「地域担当職員制度」は、その目的として、町職員が地域の自主的なまちづくりをサポートするとともに、地域と町とのパイプ役となって地域の課題解決に向けた支援を行うことを目的としており、その地域担当職員としての活動は、地域の自主性を損なわないことを基本とし、地域の課題解決に際して、できるだけ地域の住民自らが解決できる方法や仕組みづくりについて助言するなどの協力を想定しているものであります。そして、個人情報保護上、町の行政機関及び職員が自治会未加入者の情報を自治会から提供を受け利用することは、本人の同意あるいは法令等の定めがない限り、問題があると考えられますので、地域担当職員制度を活用し、自治会加入を推進することは難しいと、このように考えております。

⑤の「町が考えている総代と自治会会長の役割とは」についてであります。この役割は地域の代表者であり、まとめ役であり、リーダーであり、様々な役割があると思いますが、その役割は基本的に地域社会の住民自治において決めていただくことであり、また、各地域の伝統や慣習により、地域差もあると思いますので、その役割について町行政から申し上げることは適当でないと考えております。

したがって、あくまでも町行政の立場からお願いとして申し上げるとすれば、良好な地域社会の維持及び形成を図っていただきたいということ、そしてその上で地域と行政をつなぐパイプ役として、また、町政運営のパートナーとしての役割を担っていただきたいと、このように考えております。

本町におきましても少子高齢化が進み、さらにコロナ禍といった大きな社会情勢の変化も加わり、地域の自治会活動におかれましては、今までにない課題が生じているものと承知いたしております。第6次総合計画においても「協働のまちづくりの推進」を掲げ、主要施策として、「住民参加の推進」と「コミュニティ活動の推進」に取り組むことといたしております。自治会



未加入者の問題につきましても、そのような取組を行う中で、少しでも解決を図りたいと考えているところであります。

次に「公用車の管理及び運行状況について」のご質問にお答えいたします。

①について、現在本町では、消防団の車両を除いて34台を保有いたしております。運行管理につきましては、各車両に運転日誌を備え付け、運行ごとに運転開始・終了の日時、時間・走行距離を記入し、記録して保存いたしております。

②について、公用車の車検や定期点検などの管理は、基本的に公用車の所属課において行っており、全ての車両を取りまとめた整備台帳などは設けておりません。

③車検については、車両整備会社を3社ずつローテーションで割り当て、見積り合わせを行っており、各課において業者選定を行っております。燃料の給油先については、業者指定の割り振りなどは行っておりません。

④の運転前の始業点検等は、特に定めておりませんので、職員が運転前に、適宜、座席調整や油量計の確認を行っている程度であります。

⑤の事故防止のための安全運転講習会は、安全運転管理者である総務課長及び副安全運転管理者である行政係長が毎年定められた講習会を受講しております。

平成31年3月に長崎県町村会が共済事業として、公用車の事故防止対策研修会を開催した際には、受講者を募り、本町から13名の職員を受講させたところであります。当時の予定では、毎年開催の予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、その後開催されておられません。機会があれば引き続き出席をさせることといたしております。

議員の今回のご質問を受けまして、改めて本町の実情を確認したところ、本町では現在、公用車の管理や運行について明文化したルールがない状況であり、このことは公用車の安全運転管理上、改善すべきであると、このように考えております。今後、速やかに公用車の適正な管理及び運行等について定めた要綱を制定し、安全運転や事故防止に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 小田議員。

7 番 小 田 はい、それでは再質問させていただきます。まず、自治会未加入の件に関してですけれども、総代からこれは提案されて「自治会加入のお願い」というふうなはがきを出していただいているんですけども、配布枚数が207枚、それで実際にこれはしおさいの入浴券と交換できるものでありますけれども、その交換されたのが38件、ものすごく低い数字と思われましてけれども、この点どういうふうに思われているのかということと、またこういうふうになればもっと改善ができるんじゃないかなというふうなお気付きの点があればお聞かせください。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい、お答えいたします。実際に引き換えられたのは38枚ということで、すなわち38世帯の方が利用いただいたということでありまして。これにつきましては、今回のご質問によって、引き換えについては最終的に役場に戻ってまいりまして、それで総代会の方に補助金として支出をしますので、このとおりの結果なんですけれども、これにつきましては少なくとも38件以上の方が加入はされているということで、加入はされても引き換えまでには利用されなかったという方も相当いらっしゃるんじゃないかなと思っております。もう一つはコロナの影響でしおさいの湯、閉館しているというところもありますので、影響は出ているかと思うんですが、なるべくせつかくですから自治会加入された多くの世帯に利用していただきたいとは思っているんですが、この辺もですね、どういうふうにして利用促進をするのか、これもちょっと今方策がない状況であります。以上です。

議 長 小田議員。

7 番 小 田 はい。ただいまの件は、私も総代会にちょっとお尋ねをして、実態というのをちょっと把握をしてみたいと思います。

次の2番の広報誌等の配布状況というふうなことで、地区によって様々であるというふうなことでありますけれども、仮に私の住む西白石の例を申し上げますと、実際が今430世帯くらいありまして、そのうちに自治会に加入されているのが380世帯ほどなんですよね。で、結局私の住む地区では広報誌、あるいはその回覧というのがですね、自治会に入っていない人のところには回っていない、配布されていないというふうな状況なんですけれども、この状況をどう捉えておられるのかお尋ねをいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 先ほど小田議員からの地元の地区の実情というものをお聞かせいただいて、約50世帯が加入いただけていないという状況ですね。これにつきましては、こちらとしましては自治会にはなるべく加入していただきたいということで、転入などの折にはチラシを配布しまして、自治会の意義というものを示しまして、なるべくお入りくださいというものをPRしております。ただし、その中で残念ながら入っていただけない方もこれだけいらっしゃるというのが事実でありますので、大変残念に思うんですが、これにつきましてもですね、ご存知のように地縁団体の設立に当たりまして、設立の手引きというものを作成して、作るとしたらこういうものですよということをしているんですが、やはりこの自治会組織というもののあり方はですね、規約の例でも定めておりますように、加入の自由の原則、そして脱退も自由の原則というものがああります。その中で強制的に町行政から加入を義務付ける、これも非常に難しいという事情があるというのは是非ご理解をいただきたいと思います。その中で私どもとしてもなるべく多くの方に、問い合わせ等あれば加入くださいということは勧めておりますので、なかなかこれを解決する手立ては、見つからないという事情をご理解いただければと思います。以上です。

議 長 小田議員。

7番小田 はい。そしたらですよ、この未加入世帯にはですね、恐らく広報誌などが私の地区では少なくともいってないんですけども、未加入世帯のところへ届けるために、例えば地区公民館に置いておいてもらおうと、それをご自由にお取りくださいというふうな配布方法も採れるのでしょうかというのをお尋ねします。

議 長 総務課長。

総務課長 先ほどおっしゃった地区公民館に予備の部数を設置していただけるのでありましたら、それはご希望あれば是非お届けをしたいと考えております。それで、この未加入世帯の取扱いは、現在ほとんどの市町村で非常に深刻な悩みとなっております。あるまちにおいてはですね、そこに郵送で届けるという方法に踏み切ったところもあるのは私も把握をしています。ただし、そのような措置を執った場合ですね、そちらの郵送請求に移行して

しまう。それを助長してしまう。結果未加入世帯が増える、そういう危険性が非常にありますので、私としては安易にそういった郵便による送達、これは安易に踏み切るべきではないのではなかろうかなと考えております。そして、まちによっては、コンビニであるとか郵便局であるとかなど駅であるとか、不特定多数の方が利用される機関、これにも設置をお願いして自由にお取りくださいというのがあるようであります。これも今回質問いただきまして、なるだけ未加入、残念ながら未加入である場合、これも強制ができないという事情があります。ただし町からの情報伝達、これは重要であります。ですから、そういった多くの方が集まるところになるだけ置かせてもらう方法も検討していきたいというふうに考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員。

**7 番 小 田** はい。今、総務課長がコンビニなど多くの方が集まる場所に置けないかというのをですね、私もちょっと質問で聞いてみようと思っておりました。できればコンビニなどに置いておくと、町のPRにもつながるとも考えられますので、是非とも町内の方が集まるようなコンビニとかですね、そういうところを調査をしていただいて、了承が取ればそういったところに置いていただくよう今後研究・検討してもらえればいいと思います。

それと次の、その不利益を生じていないか、未加入世帯が不利益なことを生じていないかというふうなことで、どうしてもいろいろなことで不利益を受けている人、あるいはそういった人がいるんじゃないかなかなと思ってここ尋ねてみました。

例えば一つ例を取ってみますと、直近に敬老事業、自治会で行う敬老事業に対しての補助金が出ましたけども、これには名簿まで提出をするようになっておりましたので、正直私が住む地区では、自治会に加入をしていらっしゃるところのみ回覧が回って、名簿を集めたというふうな事実があります。そこでですね、自治会に入っていない人がその対象者が地区にいるのではないかというふうなことがですね、考えてみました。そういったところで身近に、例えば敬老事業などの対象になる人がいないとも限らない。こういったところですね、そのほかにも回覧が回らない、広報誌がもらえないというふうなところ辺りで、いろんなところで町民として不利益を受けていらっしゃる方がいるのではないかと考えるんですけども、その点どうでしょ

うか。

**議**            **長** 総務課長。

**総務課長**  お答えいたします。先ほどの敬老事業に関しましては、私の記憶では今回3年度から各地区に敬老事業を行う場合は補助金を出したということで、あくまで地区主体でやる場合はその該当者の敬老の方に、確か金額は1,000円だったかと思いますが、これをお配りするというのはあくまで地区主催の事業でありますので、それは致し方ないのではなかろうかなと思います。それで問題は、直接基本的な権利が阻害されるものは郵送という形を執ります。例えば選挙の入場券でありますとか、各種今回のワクチン接種事業でも、そういったものは基本的に郵送をしないと、かつては行政、地区の嘱託制度とかいう時代があった場合は、ほとんどの配布物を地区の嘱託さん経由で配布をしていたというのがありますが、それはもう廃止になりまして、必ず送達しないといけないようなものは基本的に郵送という措置であります。その中で広報とか回覧板であるとか、いろんなチラシですね、これが行き渡らないというのが問題になっておりますが、最低限届けるべきものは郵送という措置でやっているということでご理解をいただきたいと思ます。

**議**            **長** 小田議員。

**7番小田**  はい。了解しました。ちょっと1つ前に戻って気付いたんですけども、転入されたときに、届けを来られたときにいろいろな町からのお知らせとか何とかを配布されると思うんですけども、このときに家庭ごみの分け方、出し方、それから収集日程表なども併せて一緒に転入されたときにはお配りをされてるんでしょうか。

**議**            **長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長**  はい、質問にお答えします。転入をされた場合には住民係の方から次に生活環境係の方に回っていただいて、ごみの出し方、福祉組合から出ている分別の仕方とか、収集の日程、そういったことについては説明しております。以上です。

**議**            **長** 小田議員。

**7番小田**  はい。自治会に入ってもらっちゃらない町民の方に不利益など

が生じないように地区としても頑張っていかなければならないし、行政としてもいろんなところで取り組んでいただければと思います。

次の④で、ここで地域担当職員制度を活用して自治会の加入促進ができないかというふうなことでお尋ねしたんですけども、地区総代さんにお尋ねをしたらですね、住民異動通知というのが届けられますけど、これはあくまでも転入とか転出をした人が、各地区の総代さんに知らせてもいいですよという人に限って、異動通知まで付けてくるんですけども、あまりその例というのが実際にはないんですよ。例えばこれ私の地区のとをちょっと見せてもらったんですけども、1月は5件の転入・転出があつて、地区の総代さんに教えていいですよというのがゼロ。それから転入・転出に関して、2月分が4件ある中で1件だけと。そしてこの異動通知を見ますと、氏名がないんですよ。届出年月日と、それから住所、氏名が全くないんですよ。それで例えば転入された方にも住所を頼りに尋ねて行くというふうなことでですね、行ったらお宅何ですかと聞かれるような事例があつて、何でお宅にそういうふうなことを話せばせんばいかんかというふうな、そういうふうなトラブルも若干あつたと聞いておりますけども、このようなことをなくすためには、地域担当職員制度を利用させていただいて、この地域担当の職員さんからですね、例えばその氏名などを総代に教えていただくというふうなことはできないんでしょうか。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** その住民票の届けに関しては、詳しくは住民福祉課長から説明があるかと思いますが、地域担当職員を通じて加入者の情報を提供できないかということではありますが、基本的に町長の答弁でまず最初に申し上げましたように、本町のこの地域担当職員制度、これはあくまで目的としまして町職員が地域の自主的なまちづくりをサポートする、地域とまちとのパイプ役となつて課題解決に向けた支援を行うというものであります。そういう直接的な情報提供、これをやるのはですね、個人情報保護上の問題が出てまいらうかと思ひます。ですから、今、情報提供に関してはですね、非常に姿が見えない形でしかお渡しできないというのも、これは個人情報保護の観点から、もうやむなくそういった措置しかできないというふうなことを考えております。これはそもそもがかつて嘱託制度ということで、町の配布物を一手に引

き受けてお願いしていたのができなくなったのはこの個人情報法、これが出てきた関係でもありますので、その点をご理解をいただきたいと思います。そして、また町の職員が出向きましても、またそこでトラブルになる、この可能性も十分あります。そういった非常に難しい課題であるということをご理解をいただきたいと思います。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員。

**7 番 小 田** 個人情報の保護と言われれば、もう私も十分わかっておりますので、何かこうかゆいところに手が届かないというふうな状況なんですけれども、この地域担当職員制度について、次の職務を行いますというふうな中に、まちづくりに関する地域の実情の把握や行政情報等の提供とかありますけれども、こういったものを広く解釈して、自治会加入促進につながるような方策というふうなことでのご協力はいただけないのでしょうか。くどくてすみません。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい。あまり答えになりませんが、そういった研究をしていく必要はあろうかと思えます。ただ、最初に申し上げますが、どうかご理解いただきたいのは、そういった加入の掘り起こしの実動部隊としてお手伝いをするというのは非常に難しいというふうに考えております。ただこれもですね、8町の総務課長会議というのがありまして、定期的に会議していますが、この自治会加入問題というのは非常にどこも悩ましい問題ということで、何かよい方策はないかというのは会議のたびに意見交換をするんですけども、なかなか抜本的解決策がないというのが実情です。ただ、住民からの問い合わせには、なるべく加入をご理解くださいということでは、いろいろな自治会の加入というのが、単にごみ出しだとか地域活動ではなくて、良好な地域社会の形成、それとか万が一の災害等起こった場合、これの場合助け合い組織として非常に重要なんですよということも申し上げておるところです。ですから、なかなかお答えにならないんですけども、そういった努力をして、また研究を重ねてまいりますので、その点ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

( 1 5 : 4 5 )

議 長 小田議員。

7 番 小 田 はい。よく理解しております。それで一つ私の中の頭の中でもはっきりこう整理がついていない状況なんですけども、町が発行する文書とか、それとか実施要綱の中にですね、「総代」というふうな使い方と、「自治会」というふうな使い方が混在してるんですよね。そこら辺を、ちょっとすっきり整理をするというふうなことが必要とは思われないでしょうか。お尋ねします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 この本町では、各地区のいわゆるトップの方、これを「総代」ということで慣例的に呼び習わしているということでありまして、これも明確な定義付けはしておりません。ですから、今回ご指摘を受けまして、いろんな町から総代さん宛てに発する文書ですね、見たんですけれども、やはり非常に混在をしております。例えば総代さん宛ての文書で、中には自治会長さんの口座名を教えてくださいとかですね、そういうのがありましたのでその辺は今回文書を発するときに統一性を持たせるようにしておりますが、これも恐らく本を正せばですね、各地域の氏子総代といったものから始まってるのか、あるいはもっと違うところで始まっているのか定かではないんですが、一番その地域のトップの方を名指す上です、非常に通りがいいという、そういう慣例ではありますので、一概にそれを「自治会長さん」というふうに改めていいものなのか、これはちょっと簡単にこうするかどうかですね、それこそ4月になったら総代会議もありますので、その中でご意見を聞くなり、今回、しようかなというふうに考えております。ただ、一番通りがいい名称なんです、本町の伝統という意味でですね、そう悪いことではないかなというふうに私は考えております。以上です。

議 長 町長。

町 長 はい、ちょっと私の方から補足をさせていただきます。議員もご承知のように、地方自治法で地縁団体を法人化するという制度ができて、そしてそれぞれの地域が自治法によって地縁団体として法人化されているところは自治会長さんというのがいらっしゃいます。そうでない地区も確かいくつあるのではないかと思います。そういったところは多分「自治会長」という表現はなされていないのではないかと思いますので、これにつ



いては今、総務課長も言いましたように、行政側としては「総代さん」というような呼び方に今後も統一させていただきたいと思いますが、これについては次期の総代会議の折に各総代さん方にご相談をしてみたいと、このように思います。以上でございます。

**議**            **長** 小田議員。

**7 番 小 田** そういうことですね、地域一丸となって地域活動、町の発展につなげていければと考えております。

次に公用車の件についてお尋ねしますけども、台数と運行状況は確認をいたしました。それからこの車検とか点検とか整備台帳とか整備記録などがありますけども、所属の課でそれぞれで管理をしていると。で、全体的に一括管理みたいな台帳はないというふうなことだったと思いますけども、一括をして管理するような台帳も備えなければならないんじゃないだろうかと思っておりますけども、その点どうでしょうか。

**議**            **長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい。当然各課にどういう車両ナンバーの車、車名が配置されているか、これは一覧表という形では当然把握をしております。ただこれが、それぞれの車検がいつなされたのか、定期点検がなされたのか、それを1台ずつの台帳として取りまとめているものはないという状況であります。ですから、そうしたことは、やはり重要であろうと考えておりますので、一覧表だけではなくてですね、各車両の車検、そして定期点検を記録した台帳ですね、これは必要だというふうに考えております。あくまで一覧表の管理でしかないという状況です。以上です。

**議**            **長** 総務課長。

**総 務 課 長** そういう公共資産ですね、公共の固定資産、備品に値するものは当然購入の際に備品台帳というものは登録をします。いつ購入をして取得金額、そして所属がどこであるか、そういったものはまず備品台帳には登録はされますけれども、その中に取得後の点検記録、車検記録、これは反映されませんので、そうしたものを後追い記録していくための措置、これが必要ではないかというふうに考えております。以上です。

**議**            **長** 小田議員。

**7 番 小 田** 併せて、私もよくわからないようなところがあるんですけど

も、町としての運行管理責任者っていうんですかね。あるいは安全運転管理者というふうな、こういうふうな方はいらっしゃるんですか。

**議 長** 総務課長。

**総務課長** これが最初町長の答弁にありましたように、安全運転管理者、これは総務課長である私であります。そして副安全運転管理者は行政係長が町長から指名をされて、これにつきましては公安委員会の方にちゃんと届けて、その組織の安全運転管理、これの全権について責任を持ってやりなさいということになっております。したがって、今回ご指摘によりまして、このなかなか改めるところが多かったんですが、これは安全運転管理者の私の責任でありますので、これからは責任を持って改めていきたいというふうに考えております。以上です。

**議 長** 小田議員。

**7 番 小 田** はい。それから34台も保有をしておれば、結局、点検や修理とか何回もあると思いますけども、3社の見積り合わせというようなことを言われましたけども、町内にも多分そのほかにも修理業者とかなんとかいらっしゃると思いますので、できる範囲で多くの修理業者とといいますか、そういうふうな車検点検などを回していただけるような検討もしていただければと思います。

それから、あと私がいつも気になってるんですけども、毎日のように公用車が動いております。それで運転前の始業点検というのをですね、私はされてるのを見たことがないんですけども、公用車を運転する前には例えばいろいろなタイヤ周りとかなんとかは見てから発車せよとか、そういうふうな始業点検の指導などはされておられるのでしょうか。お尋ねします。

**議 長** 総務課長。

**総務課長** それでですね、1点ご指摘があった車両整備の車検、これは町内の車両整備事業所、これを洗い出しましてそれをローテで回しておりますので、その辺は結果見積り合わせですけれども万遍なくその機会は与えているというふうに考えております。

そして、おっしゃった運転前の点検ですね、これは通常安全運転管理上は日常点検というふうに申しておりますけれども、これは本来安全運転管理者の手引きとしましては、運転前のチェックシートというものを利用したりし

て、各項目の安全確認をする。これが本来の適切なやり方であります。ですから、例えばタイヤ、エンジン始動、灯火装置であるとか、そういったものを点検をして、それでそれが確認されてから運行をする。これが本来の適正なやり方ありますので、この点検項目は、今考えておりますのが運転前の点検項目というものを明文化しまして、運転日誌の方に各点検を終わったかどうか、そのチェックを記録させる、そういった措置が必要だろうというふうに考えております。以上です。

**議**            **長** 小田議員。

**7 番 小 田** はい。以上言われたようにチェックシートなどを確実にされて、これが事故などに結びつかない安全運転につながることを願います。ちなみに目視ではありますが、タイヤがものすごく片減りしている車ですね、溝がもうこれは1.6ミリは絶対ないというような車も見受けられますので、早急にそういうふうな点検をしていただいて、安全運転、事故がないようなことですね、行政のいろいろな事業に取り組まれていただきたいと思っております。以上で終わります。

(15 : 57)

**議**            **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(15 : 57)

(…休 憩…)

(16 : 10)

**議**            **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議**            **長** 次に、田口一信議員。

**8 番 田 口** 議席番号8番、田口一信です。2項目について質問いたします。

第1番目の項目ですが、川棚川の治水対策について質問いたします。

長崎県知事が交代をされ、去る3月2日から39歳の大石賢吾知事が就任されておりますけれども、大石知事は長崎県政に経験のない新人でありますので、川棚川の治水対策及び石木ダム建設という極めて重要な課題について十分に理解をしていただくために、早急に知事に要望活動をする必要があるのではないかと思いますので、この点についてお聞きいたします。

次に第2項目ですが、地域での環境美化活動への支援についてということ

を取り上げます。

これは、昨年12月議会でこの問題を取り上げたのですけれども、十分に詰めた議論ができませんでしたので、今日はこの2点について聞きたいと思います。

まず1点目ですが、福祉組合の減免措置については、現在の仕組みでは、減免されたその減収分は結局は3町の負担金という形で各町で負担されることになるので、川棚町が独自に、新規に、政策的に町民のごみ処理手数料の負担を軽減させる措置を考える場合には、その減免措置であれば、ほかの2町にも負担をかけることとなりますので、新規にそういった政策を考える場合には、ほかの2町に負担をかけない方法を考えるべきだと思いますが、この点についてどう考えるかということについて1点目に質問します。これは次の2点目についての前段になる質問でありまして、この1点目自体をどうこうという議論をするつもりはないんですが、2点目の前段としてきちっとしときたいと思います。

2点目、仮に福祉組合の減免措置を利用するとしても、誰にどのような範囲で減免を認めるのかというような判断は、福祉組合が判断するのでなくて、各町の考えが反映されるはずでありますので、空き地の草などを自主的に取った川棚町民のごみ処理手数料の軽減を図る政策として、川棚町は、誰に、どのような範囲で減免するのがよいのかということを考えるのは、それは川棚町がその考えを示す必要があると思います。仮に減免措置を利用するとしても。したがって、川棚町はどのような政策を、その政策をどのように考えるのかということについて聞きたいと思います。

なお、私は、福祉組合による減免措置でなくって、補助金を配ったり、あるいはごみ袋自体を自治会などに支給するというような方法でもよいと思います。以上の2項目について質問いたします。よろしくお願いいたします。

**議 長** 町長。

**町 長** 田口議員のご質問にお答えいたします。

まず、「川棚川の治水対策について」であります。議員もご承知のように、近年全国各地で大雨による土砂崩れや浸水被害が発生をしているところであり、川棚川の治水対策は川棚川下流域の住民の皆様の安全・安心を確保する上で喫緊の課題と、このように考えております。

そこで、本町といたしましては、これまでその対策について河川管理者である長崎県に対して要望活動を行ってきたところでもあります。

その結果、最近では平島地区の護岸の新設や、既存護岸のかさ上げなどが行われてきたところでもあります。また、江川橋付近の河床の掘削も現在行われていることは議員もご承知のとおりであります。

今後にも必要に応じて川棚川の治水対策については要望活動を行っていきたいと、このように考えているところでもあります。

そのような中、ただいまは川棚川の治水及び石木ダム建設という極めて重要な課題について、十分に理解していただくため、早急に新しい知事に対して要望活動をすべきではないかのご提言をいただきましたが、石木ダム建設について、早急に要望活動を行うことは考えておりません。

一般的なこととして、知事が交代された場合は、新旧の知事相互間において事務引継ぎが行われるものと思えますし、ましてや県政の重要な課題については、新知事に対しては担当部署からも十分な説明がなされるものと、このように思われます。

また、石木ダム建設事業は川棚川の治水対策の一環として、県が事業主体となって進めていただいているものであり、町はその事業に協力しているという立場であります。協力する側が事業者に対して、「重要な課題だから十分理解していただくために」という理由で要望活動を行うということは考えにくいのではないかと、このように思います。

幸いにして、新しい知事も石木ダム建設を推進し、早急に完成を目指したいというお考えをお持ちのようでもありますので、これまで同様この問題につきましても、県・佐世保市・川棚町、この3者が一体となって取り組んでいければよいと、このように考えているところでもあります。

続きまして、2項目目の「地域での環境美化活動への支援について」のご質問にお答えいたします。

まず①の「独自に、新規に、政策的に事業等に取り組む場合、他の2町に負担をかけない方法を考えるべきだ」とのご質問であります。はじめに、一般廃棄物の処理に対する負担について述べさせていただきます。

この件について清掃工場に問合せをしたところ、可燃・不燃等の廃棄物の搬入量は、一般収集では波佐見町が一番多く、自己搬入では川棚町が、ま

た、全体的にも川棚町が一番多い傾向にあります。

これは、地理的、人口・世帯数、産業形態など、3町の地域特性によるものと考えられます。また、手数料なしで、3町の公共施設から持ち込まれるごみの量も川棚町が一番多い傾向にありますが、一番少ない町との量の比較をいたしますと10トンから30トン程度で推移をしており、令和元年度のデータによると、川棚町の公共施設からのごみの持込み量は、年間のごみ排出量の0.88パーセントとなっております。

このように、廃棄物の量から見ると川棚町が一番多く排出しているわけですが、廃棄物の処理費は、量だけではなく、収集・運搬に係る経費など様々な諸経費を算出し、3町の負担金額が決定されているので、既存の事業や町の持込みによる処理費が、著しく他の2町に負担をかけているということはないものと考えます。

次に独自に、新規に、政策的に事業に取り組む場合とありますが、先ほど述べた理由から、そういった事業に取り組む場合も、公費削減の観点から、無料による持込み、減免申請等の対応にて実施をしてきたところであります。しかしながら、清掃工場の焼却炉や施設運営に著しく影響を与えるような町独自の特殊な事業を実施する場合は、他の2町との分担金の平等性を考慮し、福祉組合と協議し、それ相応の負担をすべきではないかと、このように考えます。

次に②の減免措置の誰にどのような範囲で減免を認めるかの判断につきましては、12月議会でも述べたとおり、排出される廃棄物の場所、排出する団体等の公共性・公益性等を総合的に判断し、減免申請で対応しているところであります。

なお、「空き地の草などを自主的に取った川棚町民のゴミ処理手数料の軽減を図る政策」との質問ではありますが、そこが私有地だった場合、私有地については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「川棚町環境保全条例」において、土地の所有者による適正な管理が求められておりますので、当事者間による解決が図られるべきであり、厳格に言えばそこに町が補助金やゴミ袋を支給するといった助成、すなわち公費を投じるべきでないと、このように考えます。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 田口議員。

**8 番 田 口** まず第1項目目ですが、ダム建設に、県と佐世保市と町とが一体となって取り組んでいるというふうな話でありましたので、まあいいんですが、その前に要望すべきでないみたいな話がありましたのですけども、一般論としてはというか、川棚川の治水対策としてはきちんとやってくださいよという要望は町としてしているわけですので、その要望しないと言われたのがちょっとだけ引っかかるんですが、要望しているだろうと言いたいのですけども、その点はちょっともう聞き流すこととします。

それで、三者一体となって取り組んでいると、それで新知事も早期に完成を見通して取り組んでいきたいというような答弁でしたので、それに関連してお聞きしたいのですが、3月2日の新知事の就任会見でもですね、石木ダムについてしっかりと対話による解決を目指したいと。で、まずはその対話のために現地に足を運びたいというような記者会見で述べておられるわけなので、そうしますとそこにかかってくるのがですね、やっぱり川棚町にそういった対話の機会を設けるような仲立ちをしてくれないかというような要請も有り得るのではないかと思うんですけれども、まあもしそういう要請があったらそれは有り難いことで大いにやってもらえばいいと思うんですが、そういった対話の仲立ちというものをするという考えについてはないのでしょうか。

**議 長** 町長。

**町 長** はい、お答えします。先ほど言いましたように、事業に協力をするという立場をとっております。そういったことから考えますと今議員が言われたように、もし新知事からそういった要請があれば、これは協力をしていくということを考えております。で、先ほど聞き流すような発言がありました。私としてはそこをきっちりと押さえておきたいと思えます。と言いますのは、今回の議員のご質問は、石木ダム建設という極めて重要な課題について、十分理解をしていただくために早急に町から知事に要望すべきじゃないかということのご提言がありました。このことについては、当然県が事業主体でありますし、町以上に県がその実情を、知事が実情を早く把握されるべきでありまして、協力する側の町がそういったことを理由に要望活動をするのはいかななものかと、このように申し上げた次第であります。そのことは、立場上の問題もありますので、ご理解をいただきたいと思いま

す。以上です。

**議** 長 田口議員。

**8 番 田 口** まあ十分に理解していただくためのところですけども、それで、ちょっとだけそれに関してですね、ちょっと反れたような格好で聞くこととなりますが、結局新知事は、広く県民の意見を広く聞いていろいろ判断をしたいというような考えをずっと述べておられたと思いますので、このダムの関係につきましても、当然、現在残っておられる住民の方との対話をなんとか実現をしていただきたいと思いますと思いますが、もちろんそれはダムの必要性についてはもう既に裁判などで結論が出てるんで、その先に向けての対話ということになるとは思いますが、是非ともその対話によってその先に進めるようにやっていただきたいと思いますと思うんですが、さらに広く意見を聞くという意味では、そこに残っておられる住民だけじゃなくて、川棚川下流に町民がたくさんいるわけです。あるいは既に協力をして町内各地、あるいは町外に移転をした人たちもいるわけです。あるいはやっぱり石木ダム問題について早急に解決しないと、このまちづくりに影を落としてるんじゃないかというような考えの人もおると思いますが、あるいは山口町長が初代会長でありましたが、石木ダム推進町民の会というものもあるわけなんで、そういったいろんな方面の人の意見を聞いてほしいわけですよ、新知事には。そういったことも是非町長からも伝えてほしいし、そういったところとの対話っていうのも実現できるようにやっぱり町長には動いていただきたいと思いますように思うのですよ。その点についてどうかということをお聞きしたいと思います。

**議** 長 町長。

**町** 長 はい。先ほど壇上で述べられた要望活動と全く違った趣旨の今質問をされましたが、そういったことについては努力をしなければいけないと、このように考えております。石木ダム問題はやっぱり川棚川の治水対策として重要な課題でありますので、県・市と協力してこれからも推進していきたいと、このように考えております。

**議** 長 田口議員。

**8 番 田 口** はい。で、繰り返しになりますが、結局ですね、この川棚町の町民が一体となってですね、この川棚町のまちづくりに取り組んでいくっていうことのためには、この石木ダム問題のなるだけ早期の解決がどうして



も必要なんだと、そこをですね、是非ともその知事に理解して、私理解していただきたいというのはそういう意味なんですよ。そういった是非ともこれを早急に解決してほしいという、そののところが知事に十分理解していただきたいということを私は言いたいので、それに町長も取り組んでいただきたいと思うんですけど、もう1回その点の考えをお聞きします。

**議 長** 町長。

**町 長** はい、お答えします。まず冒頭に演台で答弁いたしましたように、県政の重要課題であるということで今回の知事選挙では3人の候補者が賛成・反対で街頭演説等もなされておりますし、あるいはマスコミ等の取材にも応じて、それぞれの考えが述べられております。幸いにして推進の立場の大石知事が就任をされましたので、これからもダム建設事業について推進していただけるものというふうに理解をしております。

今、一番大事なことは、反対されている地権者の皆さん方のご理解をなんとかいただけないかというところに問題があるわけでございますので、そういったことについて新しい知事さんがどう考えていらっしゃるのか。新聞報道によりますと現地に足を運びたいというふうなこともおっしゃっていただいております。そういった中で、そういう方向になったときに地元の町長として協力していくということが一番現実的で、そして効果的ではないかと思えます。

田口議員がおっしゃった、いわゆる推進の立場の方に対しても、いわゆる意識の醸成のためにそういったこともしなければならぬわけでありましてけれども、そういった時期になりましたら、そういう努力はしていきたいと、このように考えております。

**議 長** 田口議員。

**8 番 田 口** はい。それでは2項目目に移ります。先ほど結構専門的なことを答弁で言われましたが、空き地の草を取る、その取った草の処分の費用については、所有者とその当事者との問題であるというふうな答弁がありましたので、私が先日から言っておった民有地については、町はそういった手当をすることはないという考えのように思われます。ので、まあそれはそれで一つの考えとしてよいのかなと思えますが、それで、それでも減免ということを言われたんですが、私はこの質問の最後に書きましたように、補助金

あるいはごみ袋の支給でもよいと思うというふうなことを書きましたけども、ちょっと事例を申し上げますと、先週の3月1日に午前の10時頃、大雨が降ったんですね、1時間ばかりだったと思うんですけども。で、そのあとに白石から小串に抜ける道を峠を越えて、清掃工場のこっちの方から道を白石側から越えて下って行ったらば、左側の山側が側溝があるんですけども、その側溝が暗きよに入る部分があります。住宅地に入るところですけども。その暗きよの手前にわんさと木の葉がいっぱい積もってました。すなわち、溝に落ち込んだ木の葉が雨で流されてその入り口で詰まって、小枝とか詰まってたくさんありました。恐らく通りながらあれだごみ袋に2つ分か3つ分あるよなと思いつつ通ったんですけども、で、午後の夕方近くに通ったらば、その近くの住民の方でしょう、ほうきを持って掃除をされてまして、その積もった木の葉っぱは、片付けられておりました。だからこういうときに、ここにその町から支給されたごみ袋があるといいのになって私はその時に思ったのです。

で、もう1点ちょっと例を言いますと、これはたまたまですが、昨日の長崎新聞の投書欄にあります、波佐見町の方ですけども、毎日川棚川沿いを散歩するときにビニール袋と、それからごみをつまむ、何ですかね、火ばさみを持って散歩していると。で、歩いているうちにいろんなたばこの吸い殻やマスクやペットボトル、空き缶など、いろんなものがたくさんあるので、歩いているうちにその袋がいっぱいになるというようなことを波佐見の人が投書されております。こういうものだと思うんですよ。

私が言ってるのはこういう活動を、先ほどの小串の例もですけど、そういった住民の人が自主的にいろんなことをやっている。そういったものにちょっとだけ支援をするというようなことは考えられないかというふうなことを私は言っているわけですが、だから、いちいちそんなもん減免措置でやるようなものすごい面倒くさいですよ、減免措置とかいうてもですね。で、ごみ袋でも配っとけば、例えば1つの自治会に100枚でも配っといてもですよ、それも4,500円ですよ。45円ですよ。だから100枚配っても4,500円なんですけどそういったものが自治会にあれば、そういうのを利用してその地域内の清掃というものがもっとよりスムーズにできるのではないかという意味で今回のそういう質問をしとるわけなので、そう

いったのは考えられないのでしょうかということをお聞きしたいと思imas。

**議** 長 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい、質問にお答えします。まず波佐見町の例を挙げられましたけれども、その件についてはちょっと難しいんじゃないかなと思imas。個人的なものをされるのに配ったときに、どこのごみがそこに入り込んでいるのかとか、まあその方が散歩をされて公道であるとかそういったところの道のごみをきちっと拾われてされてるのならわかるんですけども、それ以外のごみも入ってくる恐れもあると。そういったときにですね、個人的なものでごみ袋を配布するのはどうなのかなと考えております。

地区に対してごみ袋を配布する。これも地区がどういった活動においてそのごみ袋を使われるのか。そういった部分を研究して、地区に対してゴミ袋を配布できないことはないのかなと思imas。

ただ、そのごみ袋の中身といいますか、そのごみ袋の廃棄物がどういったところのものなのかというのは決めて、どういったところのごみならオッケーですよという形をしないと、地区の方にも配れないのかなと思imasので、ある程度のルールづくりとかは必要なのではないかと考えます。以上です。

**議** 長 田口議員。

**8 番 田 口** はい。当然そういう疑念というかな、あるいはその疑いというのは起き得るんですけども、まあ地区に配っておけばその地区とそこにいる住民の人の行動だから、まあそんなに変なことにはならんんじゃないかと思うわけですけどね。だからそこはその地域とその住民との信頼関係みたいなことだと思うんですが、最終的にはだからそういう信頼関係に任せなきゃならない要素はあり得るとは思うんですけども、何かそういったちょっとした支援ですね。そういう措置がある方が、よりもっと積極的にそういうごみ拾いを私も散歩のついでにしましようかというような人が出てくると、よりまちがきれいになるんじゃないかというような考えで聞いておるんですけども、まあ今答えを出せって言ってもすぐには言えないと思imasので、検討してください、どうですかということでお聞きしたいと思imas。

**議** 長 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい。地域の環境衛生をよくするためにですね、地区にご協力をいただいて、またいろんな団体にご協力をいただいてどのような方法ができるか、そういった部分について今後調査研究をしていきたいと考えます。以上です。

**8 番 田 口** 終わります。

( 1 6 : 4 1 )

**議 長** 次に、波戸勇則議員。

**1 3 番 波 戸** 1 3 番、波戸勇則です。通告書にしたがい、小型家電やパソコンのリサイクルについて、町長へ質問します。

以前の「家電リサイクル法」では、使用済みになった家電製品のリサイクルは、テレビやエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機といった法律で定められた4品目で進められてきました。

平成25年4月に施行され、新たに始まった「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」では、パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、時計、炊飯器、電子レンジ、ドライヤー、扇風機など、400品目に及びこれまで対象となっていなかったほぼ全ての家電を対象として、リサイクルを進めていくための法律が定められました。

このような中、本町のSDGsの取組の一つとして、資源の有効利用と環境汚染を防止するため、小型家電の積極的なリサイクルに取り組む考えはないかお尋ねします。

また、環境省のホームページによると、長崎県を収集区域としている認定事業者は10事業者あります。その中で、参考として提案をいたしますが、2月1日現在、全国516自治体、県内では、長崎市、長与町、時津町の3自治体を含む九州・沖縄エリアで109の自治体と連携をしており、3月1日現在では、さらに諫早市を含む20の自治体が増えております。これらの自治体と協定を締結し、連携を開始している「リネットジャパンリサイクル株式会社」という事業者があります。この事業者は、箱のサイズ3辺合計140センチ、重量20キロ以内などの制限があり、税込1,650円と有料ではありますが、宅配便を利用して自宅まで回収に来てくれます。

また、経済産業省の調査では、「捨て方がわからない」や「データが心配」という理由で退蔵されていることが多く、約47パーセントの家庭で不

要なパソコンが眠っているという結果が出ています。この回収品の中にパソコンを含むとその回収料金は無料となります。このような事業者と連携して、住民の利便性や資源の有効利用、ごみの減量化に取り組む考えはないか。以上、2点を質問いたします。

議 長 町長。

町 長 波戸議員の「小型家電やパソコンのリサイクルについて」のご質問にお答えいたします。

はじめに、議員ご指摘のとおり「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成25年に施行されております。

この法律は、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としております。この法律において、市町村の責務として、使用済小型電子機器等の分別収集、認定事業者への引渡しが努力義務とされております。

本町における使用済小型電子機器等の回収事業につきましては、役場庁舎等の公共の施設5か所に緑色の回収ボックスを設置をいたしまして回収をすることにより、再資源化の促進に努めてきたところであります。

回収ボックスの回収量につきましては、設置場所や年度で違いはありますが、5台合計の5か年平均で回収量は63キログラムとなっております。

今後も引き続き、回収ボックス事業に対する住民への周知を含め、適正処分と資源循環の取組に努めてまいりたいと、このように存じます。

次に、議員が提案された使用済小型電子機器の資源回収における連携事業についてのご質問であります。 「リネットジャパンリサイクル株式会社」が行っている資源回収事業について調査をいたしましたところ、ただいま議員が述べられましたように、長崎県内においては、長崎市、時津町、長与町が協定を締結し、回収事業の推進に取り組んでおられるようであります。しかし、どの市町も協定の締結から日が浅く、その実績までは調査できませんでしたが、その回収事業の仕組みについては、事務手続き等を含めた公費負担は特に必要とせず、住民サービスの向上が図られ、取り組みやすい事業ではないかと思われれます。

今後は、使用済小型電子機器等の引取りをお願いしている福祉組合とも協

議調整の上、更に内容等を調査・研究し、ご提言いただいた資源回収事業を実施できればと、このように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

**議** 長 波戸議員。

**1 3 番 波 戸** はい。今2番目の答弁につきましては、福祉組合と協力しながら今後検討なり協力してやっていただけるとのことなんですが、1番、2番ちょっと重複しながら再質問させていただきますけども、やはり先ほど言われました、時津町、長崎市、長与町、諫早市も3月1日から始まっているんですけども、まあ日が浅くて、時津町、長与町につきましては、ホームページの方もまだ若干設定がなされていなかったと思っております。

ちなみに長崎市だけを言いますと、長崎のホームページに入りまして市民生活、そのあとクリックをしましてごみのリサイクル、家庭ごみをクリックしまして、バッテリー類を使用している小型家電の処理についてをクリックするとこのリネットジャパンリサイクルの宅配便による回収を依頼するところにつながっております。

また、パソコンの出し方というところを出し方というところをクリックしますと、宅配便による無料回収というということでリネットジャパンのホームページにいけるようになっておりますので、ここの部分はホームページをちょっと何かそういうクリックするところを作っていけば簡単にいけるかと思うんですが、そういうところは早急にできるかと思うんですけども、その辺はご検討はいかがでしょうか。

**議** 長 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい、質問にお答えします。ホームページの掲載についてはそう難しくなくできると思います。このリネットジャパンと協定を締結して、その後締結したらですね、締結後にこういったホームページの方に掲載をすることとなると考えられます。以上です。

**議** 長 波戸議員。

**1 3 番 波 戸** 先ほど町長の方から清掃工場のお話があったんですけども、私もこの質問を出す前に清掃工場の方に確認をしてみました。そのときに尋ねたところが、以前のごみの分け方、仕分け方というところの不燃ごみのところはですね、炊飯器、ポットという家電の固有名詞がついておったんです

けども、今回新しく配られました新しい分ですね。このごみの分け方・出し方ということで、ここがですね、新しい分にはここが小型家電と、炊飯器と携帯電話のイラスト付きで挙がってるんですけども、問合せしたときにパソコンの方は場内持込みの受付のみということでありました。そこで、パソコンはなぜ場内持込みをしないといけないのかと聞いたところ、やはり中のデータがいろいろ問題があるということで、そこら辺を理解した上で回収をしていただくということでしたので、このリネットジャパンを私が推進する分けじゃないんですけども、ここを利用すると無料で各家庭から宅配によって回収できるということですので、その辺も加味して今後検討していただきたいと思っておりますけども、これは課長でよろしいんですかね。町長お願いします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。この件については、まず先ほど壇上では今後福祉組合と協議をしてというふうな答弁をいたしました。私は福祉組合の管理者でもありますので、既に福祉組合と協議をいたしております。

そういった中で、福祉組合としてはこれまでこの小型家電の処分につきましては、平成30年度まではレアメタル等が高価で取引をされておりましたので、有価物として廃棄物処理業者に有償で売り渡しておりました。しかしその後状況が変わりまして、令和元年度からは処理費を支出して処分をいただいております。

そういったことから、今回の波戸議員の提案については、福祉組合としては歓迎できる事業として捉えているようであります。そういった中で、担当課長とも協議をいたしまして、この事業については取り組んでいくようにということで私の方からも指示をしておりますが、ただ問題は、このリネットジャパンにつきましては、パソコンが含まれておれば無料ですが、パソコンが含まれていないほかの小型家電については有料であります。有料というか引き取ってもらえるかがちょっと把握できておりません。そういったことから、そこら辺についてまだ調査・研究する必要があります。町、福祉組合両方のメリットがあると考えられますので、前向きに検討してまいりたいと、このように存じます。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 波戸議員。

1 3 番 波 戸 私もパソコンがありますと無料なのですが、パソコンがない場合、先ほど言いましたように1, 650円、まあまあ高価な金額がかかるかと思います。町内におりますと清掃工場に出せば小の袋で34円、大の袋で45円、金額は業者に回収するより非常に安価で、各地区の指定場所に出せばいいのは私も理解しております。まあそういうことであるんですけども、現在日本で1年間に使用済みとなっている小型家電は65万トンにもなり、そのうち有用な金属は28万トン。金額にして844億円とされていることをまず住民の方にも理解をしてほしいという思いと、この貴重な資源をもっと有効に活用するために、行政と住民が一体となって取り組んでもらいたいという思いでの質問でありました。資源が少ない日本にとって今後今一度住民と一緒にあって小型家電のリサイクルについて考えることができればという思いで提案させていただきました。今、町長の答弁では前向きに検討されるということですので、以上で質問を終わります。

(16:56)

議 長 通告者の質問が終了をいたしましたので、これで一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(16:57)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長                    村 井 達 己

会 議 録 署 名 議 員                    福 田 徹

会 議 録 署 名 議 員                    小 谷 龍 一 郎